

---

令和4年 第9回(定例)南 部 町 議 会 会 議 録(第3日)

令和4年12月13日(火曜日)

---

議事日程(第3号)

令和4年12月13日 午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 議事日程の宣告  
日程第3 町政に対する一般質問
- 

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 議事日程の宣告  
日程第3 町政に対する一般質問
- 

出席議員(12名)

1番 埜田光雄君	2番 加藤学君
4番 滝山克己君	5番 米澤睦雄君
6番 長束博信君	7番 白川立真君
9番 仲田司朗君	10番 板井隆君
11番 細田元教君	12番 亀尾共三君
13番 真壁容子君	14番 景山浩君

---

欠席議員(2名)

3番 荊尾芳之君	8番 三鴨義文君
----------	----------

---

欠 員(なし)

---

事務局出席職員職氏名

局長 ..... 田子勝利君 書記 ..... 杉谷元宏君

書記 ..... 荊 尾 雅 之君  
書記 ..... 赤 井 沙 樹君  
書記 ..... 高 雄 勇 飛君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 ..... 陶 山 清 孝君 副町長 ..... 土 江 一 史君  
教育長 ..... 福 田 範 史君 病院事業管理者 ..... 足 立 正 久君  
総務課長 ..... 大 塚 壮 君 総務課課長補佐 ..... 石 谷 麻衣子君  
企画政策課長 ..... 田 村 誠 君 デジタル推進課長 ..... 美 甘 哲 也君  
防災監 ..... 田 中 光 弘君 税務課長 ..... 三 輪 祐 子君  
町民生活課長 ..... 渡 邊 悦 朗君 子育て支援課長 ..... 芝 田 卓 巳君  
教育次長 ..... 岩 田 典 弘君 総務・学校教育課長 ..... 水 嶋 志都子君  
病院事務部長 ..... 山 口 俊 司君 健康福祉課長 ..... 前 田 かおり君  
福祉事務所長 ..... 泉 潤 哉君 建設課長 ..... 岡 田 光 政君  
産業課長 ..... 藤 原 宰 君 監査委員 ..... 仲 田 和 男君

---

午前 9 時 0 0 分開議

○議長（景山 浩君） ただいまの出席議員数は 12 人です。地方自治法第 113 条の規定による定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

---

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（景山 浩君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、次の 2 人を指名いたします。

13 番、真壁容子君、1 番、埜田光雄君。

---

日程第 2 議事日程の宣告

○議長（景山 浩君） 日程第 2、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

---

日程第 3 町政に対する一般質問

○議長（景山 浩君） 日程第3、昨日に引き続き、町政に対する一般質問を行います。

順序は通告の順とし、順次質問を許します。

初めに、2番、加藤学君の質問を許します。

2番、加藤学君。

○議員（2番 加藤 学君） 2番、加藤学です。議長からの了解が出たので、壇上から一般質問させていただきます。

今回取り上げるのは4点です。

1点目は、会計年度任用職員について、11月臨時議会で、人事院勧告より一般職の勤勉手当が改正されました。その一方で、会計年度任用職員には勤勉手当がないため、一般職員と会計年度任用職員では所得の格差が広がったことになります。

1番目、会計年度任用職員と一般職の職務の違いは何か。

2番目、南部町として会計年度任用職員の格差を是正することを求めます。

2番目、インボイス制度について。インボイス制度が来年10月から導入されます。今まで消費税の納税義務がなく、飼料米をJA以外に納品していた農家の方から、取引先から消費税分の引下げを求められた。または、これから先、事務作業が大変になるというふうに聞いています。インボイス制度導入で、南部町内でどのような職種に影響が出ると考えられておられますでしょうか。

2番目、南部町内で収入が減る人はどのくらいいると考えられますでしょうか。

3番目、南部町として救済措置をつくることを求めます。

4番目、国に対してインボイス制度廃止を求めていくことを求めます。

3番目、前立腺がんについて。前立腺がん検診については、既にほかの議員の方も一般質問で取り上げているとおり、集団検診の中に前立腺がん検診の検査がなくなりました。前立腺がんは男性のがんの発見の中で一番多いですが、がんの死亡率では順番は6番目です。前立腺がんは早く見つければ治る病気です。

前立腺がん検診をやめた理由について。

2番目、前立腺がん検診の再開を求めるものです。

4番目、肥料価格高騰対策事業について。10月補正予算で肥料価格高騰対策事業が組まれました。その後、どこまで具体的に決まりましたでしょうか。全体のスケジュールは決まりましたでしょうか。また、それに伴う告知方法、その他もろもろ決まっておりますでしょうか。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） おはようございます。2日目になりましたけど、本日もどうぞよろしく  
お願いいたします。

それでは、まず、加藤議員の御質問にお答えしてまいります。4点御質問を頂戴いたしました。

最初に、会計年度任用職員と一般職の職務の違いは何かという御質問についてでございますが、6月議会でも同様の御質問をいただきました。その際に回答しました内容と重複しますが、総務省のマニュアルには、会計年度任用職員の業務の内容や責任の程度については、任期の定めのない常勤職員とは異なる設定をする必要があると明記されております。町ではこれを踏まえ、会計年度任用職員の業務内容を決定しております。例えば、一般事務職の会計年度任用職員は、主に正規職員の補助的な事務や各申請などの受付業務に従事しています。

次に、南部町として、会計年度任用職員の格差を是正することを求めるという御質問でございますが、正規職員と会計年度任用職員とで給料や手当が異なる点については、先ほど回答しましたとおり、業務内容や責任の程度が異なるためとなりますので、御理解をお願いいたします。

また、御質問にありました会計年度任用職員の勤勉手当については、国の制度改正が必要であり、その動向を注視してるところでございます。なお、福利厚生については、産前休暇、産後休暇、不妊治療休暇など、正規職員と同様に取得できる休暇を制度化し、正規職員との差が生じないよう整備を行っております。

次に、インボイス制度について御質問にお答えいたします。

このインボイス制度、日本的に言えば、適格請求書等保存方式というそうでございますが、令和5年10月から導入される新しい仕入れ税額控除の方式で、登録を受けた課税事業者のみが法的効力のあるインボイスを発行することができる制度でございます。来年10月以降は、この消費税の適用税率が、税額等の記載されたインボイスがなければ、消費税の仕入れ税額控除が受けられないものと承知しております。議員からいただいた御質問の背景には、農家の方からの御意見、御相談があったためと推察しますので、インボイス制度の導入による農業者への影響という側面から答弁をいたします。

まず、インボイス制度導入で、南部町内でどのような職種に影響が出ると考えるのかについてですが、現状、農業関係者のうち、消費税の納税義務のある課税事業者である方は限定されているものと思います。課税事業者間の取引であれば、事務的な負担は増加するものと思いますが、制度移行による大きな混乱はないのではないかと考えます。

一方で、町内の大多数の農業者さんは免税事業者に位置づけられているため、免税事業者と課

税事業者との取引では、取引を敬遠されたり、価格等の条件面で不利になるような事象が発生することが想定されています。

次に、南部町内で収入が減る人がどのぐらいいると考えるのかという御質問ですが、このインボイス制度は、個別の登録状況に大きく左右されるため、制度移行後の取引状況の想定は非常に困難です。現状比較での減収による影響を予測することはできないと考えております。制度の移行に当たって、農協特例や卸売市場特例などの特例措置や、移行から6年間の経過措置等も設けられています。

次に、南部町として救済措置をつくることを求めるということでございますが、インボイス制度は、消費税の適正納付を推進するための方策だと理解しています。新制度スタート前の現段階で、救済措置等を検討する考えはございません。国や県、その他関係機関等と連携しながら、関係する皆さんの制度の適理解を進めたいと考えております。

最後に、国に対してインボイス制度廃止を求めていくことを求めるということでございますが、社会保障・税一体改革の中で消費税が果たす役割は、年金、医療、介護、少子化対策など、基幹税でございます。その適正化から、制度の廃止を求める考えはございませんので、御理解を頂戴したいと思います。

次に、前立腺がんについて御質問をいただきました。前立腺がん検診をやめた理由と、前立腺がん検診の再開を求めるという御質問でございます。この御質問については、9月議会において仲田議員から質問をいただいております。廃止の理由を御説明した上で、実施については検討する旨の答弁をいたしました。現在、南部町では、厚生労働省が示しておりますがん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針に基づきまして、肺がん、胃がん、大腸がん、子宮がん、乳がんについて検査を行っております。前立腺がん検診につきましては、平成26年より検査を行っていましたが、平成30年5月に、がん検診の在り方に関する検討会資料の中にあります、厚生労働省、国立がん研究センターによるがん検診有効性評価ガイドラインにおきまして、対策型がん検診としては推奨しないがん検診に位置づけられたことから、廃止としたものでございます。

しかし、9月議会で仲田議員に答弁しましたように、南部町はがん征圧宣言を行っている町でございます。対策型がん検診で推奨されている検診のほかにも取組を行ってまいりたいと考えておりますので、西伯病院をはじめとした町内の医療機関のお医者様等とも、その頻度等を十分議論を深めていただき、今後、実施に向けた検討をしてまいりたいと、このように思っております。

次に、肥料価格高騰対策事業についての御質問にお答えいたします。

1つ目の全体スケジュール、2つ目の告知方法の2つの御質問にまとめてお答えをいたします。9月議会でも御質問を頂戴し、この対策事業の推進方法として、鳥取県では農業再生協議会が窓口となり、申請手続や事業の進捗管理を担っていくことを御説明いたしました。

具体的な支援策としては、化学肥料の低減や堆肥等の国内資源の活用に取り組む販売農家の肥料価格高騰分に対しまして、国の補助金に上乘せする形で、県の補助金と同様に、本町も1割を補助する補正予算をさきの10月臨時議会で提案し、可決をいただいたところでございます。

制度周知につきましては、情報なんぶ12月号、町のホームページにも記載していますので、御確認ください。また、12月発行のJA西部機関誌「そよかぜ」への折り込みチラシで農業者の皆様への周知に取り組んでいます。このほか、町内の関係販売店への申込方法についての情報提供などにより、周知に努めてまいります。

本事業は国の補助事業のため、年度内完了が原則とされていますので、国、県との手続期間を考慮し、販売農家から町の農業再生協議会への申請期間を2月28日までとさせていただきます。今後も国や県の動向に応じて、皆様に必要な情報を随時発信してまいります。

以上、答弁といたします。

○議長（景山 浩君） 2番、加藤学君の再質問を許します。

2番、加藤学君。

○議員（2番 加藤 学君） 2番、加藤学です。今回、会計年度任用職員の質問をまた行いましたが、これは先ほど壇上から述べましたとおりです。11月臨時議会で、人事院勧告により一般職の勤務手当が改善されましたが、会計年度任用職員に関しては勤勉手当がないので、この部分が上がっていません。つまり、その部分だけ格差が広がったことになります。これ、陶山町長、法律上の問題であるからって言うふうに言われましたけれども、前回の、私、一般質問でやったときに質問しましたが、その中で特に私が言ったのは、図書館の司書は、図書館の司書の仕事をしているのにも関わらず、みんな会計年度任用職員だ、これ、おかしいんじゃないかっていう質問しました。このことがこれにも当てはまるんですけれども、図書館の司書の人に限って言えば、全員が会計年度職員であり、全員が図書館司書の仕事をしています。それで、このときも、前回のときも言いましたが、図書館司書の仕事をしているのであって、一般職の補助をしているわけではありません。にも関わらず、全員会計年度任用職員で、なおかつ勤勉手当がないために今回格差が広がっています。これ、制度上の問題であるって言うふうに一言で言い切ってますけれども、これには問題があるんじゃないですか。司書の方は、あくまでも図書館司書の仕事をしてくださるんです。補助の仕事をしているわけではありません。このとき、私、追加質問で聞いたの

は、なぜ図書館司書の人はみんな会計年度任用職員ですかということも、これ、追加で質問したんですけれども、覚えておられますでしょうか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。会計年度任用職員と行政職員、いわゆる正規職員とのことにつきましては、先ほど申し上げましたとおりです。

図書館司書の問題を先ほど言われましたけども、図書館司書の業務と図書館業務はイコールではないと私は思っています。それ以外にも事務的な問題や、館の管理の問題であったり、さらには資料の調査、さらにはそこにあるものの管理、一般的に本の貸出業務は司書の仕事ではありませんので、加藤議員が言っておられる司書という資格をお持ちだということは理解しますが、そのことと正規、非正規職員の問題はまた別の時点の問題だと、このように思っています。先ほど申し上げましたとおり、補助的業務をしていただいていると、このように認識しております。

○議長（景山 浩君） 2番、加藤学君。

○議員（2番 加藤 学君） では、陶山町長、南部町内では、図書館司書の人はみんな会計年度任用職員でもいいって言う、そういう発言になるんですか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。そうではありませんで、現実もやっておりますように正規職員とそれを補助するサポートする立場、これを守っていく必要があるだろうと思っております。

○議長（景山 浩君） 2番、加藤学君。

○議員（2番 加藤 学君） 北栄町で見てもらえれば分かると思うんですけれども、北栄町の場合、図書館司書の方でも正職員をされてる方がおられます。現在、南部町だけじゃないでしょうか、図書館司書の方がみんな会計年度任用職員ってというのは。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。みんなと言われましたけど、その辺のお調べが足りないのではないかと思います。必ず町の正規職員とその補助をする司書の構成にしておりますし、職員は司書の資格、または資格を取る準備をさせているという具合に町長としては認識してるところです。

○議長（景山 浩君） 2番、加藤学君。

○議員（2番 加藤 学君） 今、陶山町長、正職員の資格を取るようにされているって言われましたけれども、これは具体的にどういうことでしょうか。現在の会計年度任用職員全部ひっく

るめてってということでしょうか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。人事上、司書をお持ちの職員というのは限定的でございますので、図書館という配置を正職員にした場合には、司書の資格を取っていただくというような、何ていうんですか、業務上の指導をするということをしてると、このことを指していただいて、補助金を全てに渡すとか、そういうことではございません。

○議長（景山 浩君） 2番、加藤学君。

○議員（2番 加藤 学君） なら、もう一つ、国の動向を見て、それで考えるってということだったんですけども、これは何らかの形を取られるってということなんでしょうか。

○議長（景山 浩君） 総務課長、大塚壮君。

○総務課長（大塚 壮君） 総務課長です。今現在、国のほうで勤勉手当につきましても議論になっていると承知しています。その内容については、今、地方公務員法の中で勤勉手当ってのがつくってありませんので、その法律を改正して勤勉手当をつくるべきではないかというような議論がされています。本年度中にその結論が出るというふうに聞いておりますので、その部分も含めまして、国に合わせていく方向で考えたいと思っています。

○議長（景山 浩君） 2番、加藤学君。

○議員（2番 加藤 学君） ぜひ会計年度任用職員の方にも勤勉手当がつく方向で話をさせていただきますよう、よろしくお願いします。

インボイス制度についてですが、これは、令和元年の6月議会に一度、消費税の問題のときに取り上げております。このときは、まだインボイス制度っていうものがどういうものかはっきり分からない状態だったので、このときは結局空中戦みたいな話のやり取りで終わってます。それで今回、来年の10月からいよいよ始まりってということになって、具体的に農業者の方でJAじゃないところにお米を納めてる方、これ、JAに納めるよりも若干高いところがあるので、そちらに納品してる方から話を伺いました。現在、JAに納めた場合はクリアするってことになってますけれども、それじゃないところに納めた場合、インボイスの制度を取るか、もしくは消費税分を下げたっていわれたって話、今回初めて聞きました。多分ぎりぎりにならないと、こういった話は出てこないんじゃないかなとは思ってましたけれども、案の定1年前になって話を言ってきたってところで、今回取り上げるようにしたんですけども、一番の問題は、消費税の問題も含めますけれども、最初に1点聞いておきます。南部町のほうで、独自にこのインボイス制度に対して導入になった場合の補助をするっていう考えはないですね。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） それはございません。

○議長（景山 浩君） 2番、加藤学君。

○議員（2番 加藤 学君） それと、こういった職業が減るのか、私のほうが農業の問題で取り上げたので、陶山町長からの答弁も農業についてということだったんですが、南部町内で農業以外の方で、インボイス導入に当たって影響が出てくる方、こういった方がどのくらいおられるか、何かつかんでおられますでしょうか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。数字はつかんでいるという具合に聞いていません。ただ、一人親方であったり、そのような個人事業主の方たちが多くおられると思いますので、そういう方たちが影響を受けると一般に言われています。

○議長（景山 浩君） 2番、加藤学君。

○議員（2番 加藤 学君） 農業をされてる方で、既に消費税払ってる方、要するに1,000万円以上売り上げされてる方、私、旧会見で3名知ってます。これ、ほとんどが例外で、大部分の方が農業関係に限っていえば1,000万円以下で、今まで消費税払わないで済んでいた方です。これらの方々が全て影響を受けることになると思うんですが、いかがですか、陶山町長。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。農業については、卸市場の特例であったり、それからJAの特例であったりということがありますので、大方の皆さんは今のことが大きな影響を与えるとは思っていません。これは、これから6年間の暫定期間の中で検討しながら調整していかなくちゃいけないと思ってます。御自分の中で、これは課税事業者になったほうがベネフィットがあるという方は、そちらのほうにされる必要があると思いますし、いや、そうではなくて、このまま非課税事業者ということを選ばれるほうが利益があるということを選定されることもあると思います。

心配するのは、私もよく分かりませんが、例えば子牛であったり、今、町内でも和牛を振興するということで、個人の方で和牛の振興であったり、鳥取和牛をつくっていただいているところに対しての子牛の市場に対する特例制度がないという具合にも仄聞したところです。

いろいろなところで、農業であったり、中小の関係事業者に影響が出ると思います。去る全国町村会の中でも、農業として指定するのではなくて、地域の商工業の対策項目の中で、免税事業者、また、シルバー人材センター等に影響が出ないような制度政策を検討するように国に申し入

れてるところです。

○議長（景山 浩君） 2番、加藤学君。

○議員（2番 加藤 学君） 加藤です。農業者でいえば、既に消費税払われてるところはもちろん関係ありません。それから、お米を作っても、販売を農協に入れてるだけで、それ以外、自家消費か、もしくは親戚とかその周りに売られている人、個人で売ってる人、これもほとんど出ないと思います。一番問題が出てくるのは中堅の方です。特に、今までJAに売らないで、JAよりもちょっと高いところがあるんで、そっちに回してたところ、これが一番大きく影響が出るところで、南部町内でも中堅の方が今回インボイス制度導入で一番影響が出ます。

それと、今、JA関係で特例があるっていうふうに言われましたけれども、現在、農協のほうにお米を入れている方に関しては、これは一応チャラになってますけれども、アスパルに出す人に関しては、インボイスのほうに入りますか、入りませんかという、これを今カウントしてるはずですよ。それから、シルバー人材センターに関しては、これは値上げをすることによって、結局、シルバー人材センターに発注する個人の人、これがその分の消費税の上がった分を払うっていう、シルバー人材センターを使用する人が値上げになるっていう形になります。この点についてはどうですか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。消費税の制度自体の問題でございますので、これは乗り越える部分を自治体の町に求めるのは非常に難しいだろうと思っております。よく言われることですよ、消費税が消費者の税金だという具合にとらわれがちですけども、これは、あくまでも物品税であったり付加価値税であるという具合に言われてます。そうでなければ、ガソリンにかかる消費税は違法行為なわけですから、これは法令でたしかどなたかが裁判で決まっています。いわゆる消費税という名目の中で、100円の商品に10円の税金がついて110円で売ってる、10円を取って、私が非課税業者であれば、それは私が消費税によって利益を取ったという具合な、一般的なこれが明らかに間違いであるという具合なところがポイントだと思っております。110円がそのものの価値であって、その方が課税業者であれば、それに対する10%なり8%を支払う、この辺りのところが消費税の根本原理なんですけれども、なかなか十分な説明が消費税についてできていないところが残念なところだろうと思っております。

先ほども言いましたように、これから6年をかけていろいろな問題点を解決していかなくちゃいけない点も出てくると思っております。しかし、冒頭、壇上から言いましたように、この消費税は私たちの社会保障に関わる重要な税でございます。その税をどうやって皆さんで負担していくの

かというところに原点がありますので、ぜひこの辺りのところを御理解いただいて、さらに、不適切なものについては是正を国のほうに申し入れていく、このようなことを町長としては考えております。

○議長（景山 浩君） 2番、加藤学君。

○議員（2番 加藤 学君） 消費税の話にあんまり踏み込みたくないんですが、議長に止められそうなんで。前回の令和元年6月のときも、これ、消費税が10%に上がるんでっていうので、このときも消費税の話とインボイスの話と一緒にしたんですが、そもそも消費税が丸々福祉関係に使われてないっていうことをまず1点指摘しておきます。消費税に関しては、一部公的病院の病床数を減少させた場合、その補助金にも使われてます。これが福祉に使われてるというのかどうかっていうのは甚だ問題があると思います。

それと、インボイスの話に戻りますが、あくまでも、今回いろいろ矛盾が出てます。インボイス、4年前に話がありましたけれども、ここ1年前になって、ようやく初めて、あちらこちらからこの制度に問題があるだろうっていうのが今頃になって出てきました。それまでは問題があるだろう、あるだろうって言われながら、ここまで表面化してきませんでした。今回、特に一番大きく問題になってるのは、先ほども陶山町長、言われましたとおり、一人親方であったり、それからフリーの人であったり、特にフリーの人でも大企業と結んでるフリーの方とか、こういった方々が今回一番大きな影響を受けるだろうっていうことになっております。もうそういうふうに出てます。農業関係の方では、とにかく今回インボイス導入がそのままになったら、農業をやめなきゃならなくなるかもしれんっていうことまで言われてる方がおられます。そういう人もおられますので、ぜひこの件に関しては、先ほどJAの特例に関しては、国と県と一緒に考えてるっていうふうに言われましたので、南部町としても、国と県の動向を見て、ぜひ処置を考えていただけますようよろしくお願いいたします。

それと、前立腺がんについてです。これも壇上から言ったとおりです。男性のがんの発見が一番多いですが、前立腺がんの場合は、進行が遅いのと、治療方法が幾つかあるので、早期で分かれば治る病気です。発見率が高くても死亡は6番目っていうのが現状です。陶山町長、前回、9月議会の仲田議員の回答で検討するって言われてました。そのとき、陶山町長のほうは、何年か置きに検査すればいいんじゃないかっていうふうにおっしゃってたんですけど、これは今も変わりませんか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。議員がおっしゃったとおり、男性のがんが一番伸び

ているのは前立腺がん、しかし一方で、死亡率からすれば6番目であって、さらにいえば、非常に進行が遅いと。それから近年はダヴィンチのような高度医療で非常に力を発揮して、完全治癒に至るケースが多い。そういうことを考えた場合に、事前の検診でやる効果が、いわゆる効果検証を厚労省はしてはしまして、がん検診の効果検証としては、非常に投資したお金に対して利益が出にくいのではないかとということだと思います。

しかし、それを超えてでも、私たちの南部町は、がん征圧宣言をしてるわけございまして、お一人お一人の暮らしとがんというものにしっかりと向き合っていくためには、検診の中で前立腺がんをP S A検査をするということに対して、一方的に私どもがやめたことは誤りではないかと私は今でも思っています。しかし、これを毎年する必要はないという具合に私も思ってますし、しかし、町長が毎年する必要はないということを言っても効果はありませんので、この辺りのところを専門の先生方にお諮りし、御意見を聞きたいと、このように思っているところです。

○議長（景山 浩君） 2番、加藤学君。

○議員（2番 加藤 学君） 男性の前立腺がんが一番見つかるのは50代と60代です。50代までは前立腺がんが見つかる確率はほぼ15%ってません。10%ぐらいの確率になります。ところが50代、60代になってから一気に発生率が上がって、70代からまた線が戻ります。だから、前立腺がんの検診は、50代と60代を中心にやれば、多分ほとんど見つかってくると思います。この分の検討はいかがでしょうか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。その辺りのところで、重点的にやるかどうかというのは健康福祉課であったり、医師であったり、その専門的な見地にお任せしたいと思っています。大事なのはどのぐらいの頻度でやるのかということで、他の例を見ると、5年に一度ぐらいのところ、重点的に今おっしゃったように、70歳ぐらいまでのところで5年に一度の検診をしてところも見受けられます。この辺りのところが他の市町村がやっている範例、事例が本当にいいのかどうかといった点を、南部町に取り入れる場合にはどうするのかというところを医師と専門家に委ねてみたいと思っています。

○議長（景山 浩君） 2番、加藤学君。

○議員（2番 加藤 学君） 前立腺がんは、とにかく50代、60代が発見されるところが一番高いところです。ぜひここを中心的に、もう一度がん検診を再開されることをお願いしたいと思います。

それと、4番目の肥料価格高騰対策ですけれども、先ほど陶山町長のほうから、これに関して

はホームページ、それから「そよかぜ」等で告知していますよってということだったんですが、9月の臨時議会の全員協議会のときに聞いた限りでは、12月上旬に告知、今ぐらいのところでね、それで、1月に取りまとめして、それから2月から3月に提出っていうふうな話を聞いております。今日聞いた限りでは、その辺りのほうが分からないんですけども、ただ、2月の28日を締切りにするっていうのは、これ、今日初めて聞いたんですけども、その他のスケジュールまとめて、今どういうふうな感じになってるんでしょうか。

○議長（景山 浩君） 産業課長、藤原宰君。

○産業課長（藤原 宰君） 産業課長です。先ほど議員のほうからも御紹介がありましたけれども、9月の全員協議会で報告したスケジュールに沿うように今準備を進めておまして、先ほどありました、今ちょうど12月ですので、周知のほうに努めております。それから、申請方法等御案内しながら、1月中に作成をお願いをしたいなというふうに考えております。

その申請方法ですけども、農業再生協議会等に御提出いただくんですが、大体例年2月ぐらいに水田農業の実施計画書というものをお出しいただいているんですけども、それを若干提出期限を今の予定では早めまして、その実施計画書に併せまして、この肥料対策の申請書も御提出いただけるような形はどうかということで準備を進めております。それを2月初旬、中旬にしまして、締切りを2月28日と設定させていただいて、その後、再生協議会が取りまとめて補助金の申請をするというようなことを考えております。以上です。

○議長（景山 浩君） 2番、加藤学君。

○議員（2番 加藤 学君） 一番驚いたのが、2月の28日に締切りっていうことなんですけれども、当初の国の表示は来年の5月末までっていうふうになってたと思うんですけども、この場合、来年の3、4、5月の分に関しては、対象にならないっていうことになるんでしょうか、どうなんでしょうか。

○議長（景山 浩君） 産業課長、藤原宰君。

○産業課長（藤原 宰君） 今御申請をいただこうとしていますのが、秋肥と春肥とあるわけですけども、令和4年6月から10月までに御購入いただいたものを秋肥として申請をいただくという形、それから、4年の11月から2月までに御購入、また御購入予定のものを春肥として御申請いただくというような形で取りまとめをするということにしております。

締切りが2月28日という期限を切らせていただいたのは、先ほど町長のほうの答弁にもありましたが、国からの補助金というものが中に入っている関係で、国の補助金は3月末までに該当者の方にお支払いをしなきゃいけないという事務がございますので、そのことを考慮してこの期

限設定をさせていただいているということでございます。

○議長（景山 浩君） 2番、加藤学君。

○議員（2番 加藤 学君） ということは、3、4、5月分に関しては、もう一度締切日を別に設けるっていうふうに考えてよろしいのでしょうか。

○議長（景山 浩君） 産業課長、藤原宰君。

○産業課長（藤原 宰君） 産業課長です。先ほども申しましたけれども、補助金に頼っている部分がありますので、なかなかちょっと対象になり得ないのかなとは思いますが、今後の動向次第では、また救済ではないですけれども、その部分についても何かしらの対応が求められることがあるかも分かりませんので、その辺は随時対応していきたいと思えます。

○議長（景山 浩君） 2番、加藤学君。

○議員（2番 加藤 学君） 加藤です。ちょっとこういう回答が出てくるとは思ってませんでしたので、もし国がこれ対応しなかった場合、県と町だけで対応するとかってというのは考えられるのでしょうか、どうなんでしょうか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。不測の事態が生じた場合には、一定の支援は必要になってくるかもしれません。ただ、その前に、国のほうに、この制度の大事なものは、秋肥と春肥に対して、物価高騰の中で農家のために支援をするという制度設計でございますので、例えば事業の繰越しをしてでも、3月ぐらいまで延ばすことはできないかだとか、そういう協議は県を通じて必要ではないかと思ってます。現時点でそういうことではなくて、基本的な線として今お答えしてるのではないかと思います。

もし繰越しが可能だということであれば、例えば家畜から出る堆肥なんかは、やはり春肥として使うのは3月だとかあの辺り、4月もあるかもしれませんが、多くなるかもしれませんし、農家の皆さんの中では農協から早めに頼まれる方、いろいろあると思います。議員がおっしゃってるような、国の支援制度を飛び越して、それが不十分だから、じゃあ町が補助しようということではなくて、この制度本来の目的がうまくできるように、会計上の操作ができないかどうかというのは検討してまいります。ひとまずは2月28日にという具合に県下の中で動いてるという具合に認識してると思えますので、ぜひこの方向でまず準備をいただくということで御理解いただきたいと思います。

○議長（景山 浩君） 2番、加藤学君。

○議員（2番 加藤 学君） どちらに聞いていいのかわかりませんが、国のほうは当初

は、とにかく6月1日から来年の5月末っていうふうに1年で縛ってたんですけども、これが年度をまたぐからっていうんで、それで来年の3月、4月、5月のほうが対象から外れるっていうのは、これは問題があるんじゃないかって素朴に思うんですけど、この点はどうですか。

○議長（景山 浩君） 産業課長、藤原宰君。

○産業課長（藤原 宰君） 産業課長です。国の制度設計で、本年6月から来年5月までという期間は変更になっていません。そこは対象とするということで認識はしておりますが、繰り返しになりますけれども、財源の関係で会計処理を3月末というのに求められている、こちらの事務というものもあります。その変更がまだ示されていませんので、こちらとしてはその期限を厳守して事務を進めたいというふうに考えています。ただ、それこそ対象期間と、それから申請期間というもののところで、先ほど町長のほうからも答弁がありましたけれども、事業を繰り越して対象期間として補助金が支出できるというようなことが示されれば、それに合わせて対応していく必要があるというふうに考えています。

○議長（景山 浩君） 2番、加藤学君。

○議員（2番 加藤 学君） 国のほうから示されなければ、もう対象から外されるっていうことですか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。まず、5月までの堆肥を補助対象にするという文言、補助制度がどのような制度で動いているのか、私自身もよく分かりませんが、春肥の5月までの購入分を補助対象にするということであれば、令和5年度の予算であるかということになるかと思っております。ただ、その点が国が明らかにしないために、市町村は3月で締めなければならないといったところから、繰越しは前提にせずに、ひとまずは2月の28日でしたか、ということとを、今の御質問について、日程をとということでお示したところです。私どもの仕事は、国ばかり見てはいけませんので、できるだけ農家の皆さんに御迷惑がかからないように、その辺りを柔軟な対応ができないかどうかは、県を通じて国と調整していきたいと思っておりますので、今日のところは、これが示されていないところだけ御確認いただきたいと思っております。

○議長（景山 浩君） 2番、加藤学君。

○議員（2番 加藤 学君） 年度をまたぐ話と、それから事務手続の話はよく分かります。ただ、とにかく3か月間に買った肥料が対象にならないんじゃないかということに関して、国の指示がない限り、現状では何とも答えようがないというような、何かそんなような、何ともすっきりしない回答なんですけれども、困ったもんですね。

あと、この事業に関しては、1点だけどうしても聞いときたいことがありますて、前回の全協のときで聞きそびれたやつなんですけれども、対象面積っていうのが721.85アールあって、それに対して補助金が613万7,484円っていう、こういう金額が出てきてるんですけども、この対象面積っていうのは、これは米作、農作、その他全部ひくくめた面積なんですかかっていうのと、それから、この面積からこの金額が出る、何か計算式みたいななんあるんでしょうか。

○議長（景山 浩君） 産業課長、藤原宰君。

○産業課長（藤原 宰君） 産業課長です。議員の御紹介いただきました721.85アールというものが、それぞれのこのたびの対策に、それぞれ品種もあります、作付の種目もありますが、町内でそれぞれ当て込みまして、町内で対象作付の総面積が先ほどあった721.85ということになっています。

これを基にしまして、国が算出しました補助金の計算方式、算定方式に準じまして、南部町でもその面積に応じた金額を示したのが、先ほどありました六百幾らという金額になっています。

○議長（景山 浩君） 2番、加藤学君。

○議員（2番 加藤 学君） 算定方法は多分複雑なんだと思いますので、何かのときに示していただければそれで結構です。

今回の肥料高騰対策に関しては、前回の臨時議会のときに聞きましたけれども、まだはっきり決まっていないうことだったんで、それで今回聞いたんですけども、締切りが2月28日だっていうのは初めて聞いて、ちょっと驚いております。それから、対象がもしかしたら3、4、5月の分が外れるんじゃないかどうかっていうのも、これも今回聞いてちょっと今、驚いております。これから先、まだ3月末まで、この場合でしたら2月28日までまだ時間がある間に、ぜひその辺りの補助のほうをお願いして、今回の一般質問、終わらせていただきます。以上です。

○議長（景山 浩君） 以上で2番、加藤学君の質問を終わります。

○議長（景山 浩君） ここで休憩を取ります。再開は10時15分といたします。

午前 9時53分休憩

午前10時15分再開

○議長（景山 浩君） 会議を再開します。

続いて、12番、亀尾共三君の質問を許します。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 12番、亀尾共三でございます。議長から質問の許可を得ましたので、この場から3つの事項について質問いたします。

1つ目は、マイナンバーカードについて問います。河野太郎デジタル大臣は、10月13日の記者会見で、2024年秋に現行の健康保険証の廃止を目指すと表明いたしました。6月の示された国の骨太方針の2022では、マイナカードを保険証利用するオンライン資格確認システムについて、医療機関、薬局に2023年4月から原則として義務づけるとともに、導入状況等を踏まえて、保険証の原則廃止を目指すとしました。

しかし、批判の声を受けて、来年の通常国会にマイナンバー法改定案が提出されることになったと聞きます。このことを基に問います。

まず1つは、医療機関等への義務づけを条件にカードを強制することについて、カードの交付率を上げることにつながっているのではないかと聞きます。

2つ目として、個人情報の漏えいは許されません。情報の保護対策はどのようにされるのか、お聞きします。

3つ目として、高齢化の現実を無視するシステムやリスクの拡大、単身独居高齢者の増加の折、2025年には認知症の方が約20%を占める中、カードの管理と紛失、盗難等のトラブルが心配です。その対応はどのようにされますか、お聞きします。

4つ目として、マイナポイントについて、昨日の同僚議員からの質問と重複することもあります。答弁をよろしくお願ひします。

2つ目の事項は、町道、県道の草刈りについて問います。

9月議会に続き、町道、県道の草刈り事業は、9月時と各集落の人的状況の変化は見られず、むしろ悪くなったと考えます。草の育ちは冬季は見えませんが、春から大変な勢いで伸びてきます。この対応に集落で当たることは難しい状況であり、公道は行政の管理が原則と考え、取組の必要性を問います。

1つ目として、自治体管理の公道には、交付税が算入されているのではないのでしょうか。そうであれば、交付税を利用して地域の事業者に出されれば、事業者の増収につながり、地域内経済循環が生まれると考えて、そのことについてお聞きします。

2つ目として、町長の答弁で、「今の制度は時間が経過してきたので、検討課題として受けたい」でしたが、検討の結果はどうだったのでしょうか、お聞きします。

3つ目の事項は、学校給食の無償化の実施を要求します。その中の1つで、県に無償化の実施のための支援を求める考えはございますでしょうか、お聞きします。

2つ目、教育長は6月議会で、子育て支援全体の中で優先度や継続性を吟味し、判断すべきと考えると、このように答弁を受けました。今日の子育て世帯の暮らしから考えて、どのようにお思いでしょうか。改めてお聞きします。

以上、この場での質問を終わり、答弁を受けた後で議論を深めたいと思いますので、どうぞよろしくをお願いします。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） それでは、亀尾議員の御質問にお答えしてまいります。3点御質問を頂戴いたしました。

まず、マイナンバーカードについてお答えしてまいります。カード取得者は国民の半数と聞く、南部町民対象では何%か、からまずお答えしてまいります。埜田議員にもお答えいたしましたが、南部町の令和4年10月末現在での申請率は61.6%、交付率は50.5%となっております。

次に、医療機関への義務づけを条件にカードを強制することについて、カードの交付率を上げることに繋がってるのかについてお答えをいたします。

現行の健康保険証は令和6年の秋に原則廃止となりますが、マイナンバーカードを取得していない方や新生児、認知症の高齢者など、マイナンバーカードの取得が難しい方の対応については、厚生労働省や総務省、デジタル庁などが検討をされているとお聞きしております。この保険証はマイナ保険証と呼ばれており、保険証や診察券、お薬手帳の情報などをマイナンバーカード1枚で共有することが可能となっております。就職や転職、引っ越しや結婚等をされても、引き続き健康保険証として使用することができます。また、過去の調剤履歴を遡って見ることもできますので、保険証機能が向上することが見込まれています。

カードの交付率が保険証機能をつけることで向上したかどうかは、データを持ち合わせていませんが、健康保険証の原則廃止の発表を受けて、マイナンバーカードの申請数は増加傾向にあると聞き及んでおります。

次に、個人情報の漏えいは許されません、情報の保護対策について、についてお答えをいたします。マイナンバーカードのICチップに記録されている情報は、カード面に記載されている情報や公的個人認証の電子証明書など、必要最小限の情報のみが入っており、税や年金などのプライバシー性の高い情報は入っておりません。さらに、プライバシー性の高い情報は各行政機関において分散して管理しているため、仮にマイナンバーが他人に知られても、連鎖的に個人情報が漏れることはない、このようにお聞きしております。

次に、高齢化の現実を無視するシステムやリスクの拡大、単身独居高齢者の増加の折、202

5年には認知症の方が約20%を占める中、カードの管理と紛失、盗難等のトラブルが心配だ。どう考えるのかについてお答えをいたします。紛失や盗難等のトラブルの危険性については、クレジットカードや免許証の紛失、そして、盗難等のリスクと同じと考えます。紛失されないように管理をすることが肝要だろうと思います。もしも紛失された場合は、マイナンバー総合フリーダイヤルに電話されますと、24時間365日、停止、一時停止が可能となるシステムが動く、このようにお聞きしております。

マイナンバーカードは日常生活の中で利用できる場面がどんどん広がっていきます。将来的な医療の質の向上など、様々なことで利益を享受できるようになりますので、多くの方が申請していただきますようお願いをいたします。

次に、マイナポイントについてお答えをいたします。マイナンバーカードを取得後、マイナポイント申込みで決済サービスを選択し、手続をします。これにより、手続完了後に一定の金額の使用やチャージすることでマイナポイントが付与されるという仕組みになっております。取得されたマイナポイントがどこで使えるかは、ポイント申請時に選択された決済サービスの種類によって異なりますが、一般にはコンビニエンスストアや飲食店、スーパーマーケットやドラッグストアなど様々な場面で使用することができます。

次に、町道・県道の草刈りについての御質問をいただきました。

まず初めに、自治体の公道には交付税が算入されているのであれば、交付税を利用し、地域の事業者には作業を出せば、事業者の増収につながり、地域内循環が生まれると考えていると。これについてどう考えるのかという御質問を頂戴しております。議員の言われるとおり、普通交付税のうち町道の面積について計算されたものが道路維持管理関係に要する経費として算定されています。普通交付税は、様々な算定基礎を基に積み上げて、町全体額として交付を受けているため、町道部分の実際の交付額が幾らなのかは明確にはできませんが、令和3年度は約5,400万が道路維持管理関係に要する分として交付されていると推定しています。令和3年度決算で道路維持管理関係に要した一般会計の合計額は約6,600万円でしたので、計算上では交付税では足りていない状況であると認識しています。毎年認めていただいている町道維持管理関係経費とは別に、町内約250キロ全てではないにせよ、さらに町道草刈り作業を業者に委託する予算を厳しい財政状況の中で確保することは、現実的には非常には困難だと、このように認識しています。9月議会の答弁と重複しますが、集落周辺の生活に密着した町道の環境美化については、今後もぜひ事業を活用していただきながら、これまで同様に地域の皆さんで取り組んでいただきますよう御理解と御協力をお願いいたします。

次に、町長答弁で、今の制度は時間が経過してきたので、検討課題と受けたいということについての進捗具合の御質問を頂戴いたしました。9月議会において、南部町ふれあい道路サポート事業について検討課題として賜りたいと答弁をいたしました。現在のところ、現行の制度内容を基本にしながら、皆さんがより使いやすくなるよう検討を重ねてるさなかでございます。今議会で御答弁するまだ段階にございませんので、御理解をお願いしたいと思います。

最後に、学校給食の無償化について御質問いただきましたが、こちらのほうは教育長のほうから答弁をさせますので、よろしく願いいたします。

○議長（景山 浩君） 教育長、福田範史君。

○教育長（福田 範史君） それでは、答弁いたします。県に無償化の実施のための支援を求める考えを聞きますとの問いにお答えいたします。

本町では学校給食法に基づき、学校給食に係る施設及び整備や人件費等は町の負担とし、原材料に係る経費についてのみ保護者の皆様に御負担いただいているところです。昨今の飼料の価格高騰や燃料費の高騰などにより、県農林水産部畜産振興局畜産課から、本年12月より学校給食用牛乳の単価を2円上げるとの連絡を受けました。それを受け、町村教育長会として、年度途中で牛乳単価が値上がりしないよう県補助による価格据置きを要望しましたが、県での補助は難しいという回答でした。このことから、現時点では市町村がそれぞれの財政状況において取り得る範囲で対応することが肝要と考えます。

次に、学校給食の無償化について、今日の子育て世帯の暮らしを考えてどうかとの問いにお答えいたします。新型コロナウイルス感染症の拡大以来、社会全体の経済は大変厳しい状況が続き、雇用も所得も悪化している現状は、子育て世帯だけでなく、どの家庭においても厳しい暮らしの環境であることは容易に想像がつくものでございます。このたび、先ほど申しました12月からの牛乳の値上げと副食に係る食材の高騰も勘案し、給食費の1食単価を小学校で6円上げて290円、中学校で10円上げて345円に引き上げざるを得ませんでした。この給食費値上げ分については、6月議会でお認めいただいたように、国のコロナ禍における物価高騰等総合緊急対策補助金を活用し、これまでの考えどおり、保護者負担を上げず、町費負担としたところでございます。一方で、この補助金は非常に緊急対策的な性格のものであり、継続性はないと考えております。したがって、まず保護者負担を上げないこと、加えて、経済的に厳しい御世帯には給食費を無料とする就学援助制度を活用いただくという支援の仕組みを一過性のものとしなことが重要であると考えます。

以上、答弁いたします。

○議長（景山 浩君） 12番、亀尾共三君の再質問を許します。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 3点にわたってのそれぞれ町長、教育長から答弁をいただきましたので、再質問をさせていただきますので、よろしくお願いします。

まず、マイナンバーカードの件なんですけども、昨日、同僚議員から質問がございました。それについて重複することもあると思いますけども、聞きますので、よろしくお願いします。

申請率のことは61.6%、その交付率が50.5%という答弁がございまして、私も控えました。

一つ、ここでお聞きしたいんですけども、交付率は、大体1か月間ぐらいかかるということなんですけども、結局、その交付を受けたただけれども、それをじゃあどう使おうかということになりますと、交付の場所もありました。それで見ますと、保険証を使うところ、これが利用できるということで、利用は6か所あるんだけれども、そのうち4か所で活用ができる。そして、薬局は全ての薬局でも利用できるということだったんですけども、これで間違いないでしょうか。

○議長（景山 浩君） 町民生活課長、渡邊悦朗君。

○町民生活課長（渡邊 悦朗君） 町民生活課長です。今現在、医療機関は4か所、薬局は3か所全てが対応できるようになっております。

○議長（景山 浩君） 12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） ありがとうございます。

それではお聞きします。それで、ここなんですけども、全国で聞きますと、全国ではこのカードを使ってやったらトラブルもちょいちょい起こるということなんですけども、現状としてどうなんですか。別に問題はなく、スムーズに利用されているということでしょうか。

○議長（景山 浩君） 町民生活課長、渡邊悦朗君。

○町民生活課長（渡邊 悦朗君） 町民生活課長です。町民課のほうにはトラブルがあったという報告は受けておりませんので、ある程度順調にいったるんじゃないかというふうに思っております。

○議長（景山 浩君） 12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 順調にいったら、それでいいと思います。

そこでお聞きするんですけども、ちょっと方向違うんですけども、紛失した場合に、昨日も答弁があったんですけど、フリーダイヤルで連絡してですね、そこにしたら、即停止して、情報が伝わることはないよということを聞くんで、それなら安心なんですけど、特に私が思うのは、私もそうなんですけども、年齢が進みますと、そこに置いたもんが分からんようになるという状

況が度々私、起こっております。カードもつくったとする、それをここに置いたんだけど、置く場所をちゃんと決めておいたらいいけど、つい手軽いところへぽんと置くんですよ、私はね、ほかのものも。そうすると、あれ、どこだろうかということがあった場合なんですけども、そういう場合もやっぱりフリーダイヤルに連絡して、見えんようになったんだけどもということも言っても、それは受け付けてもらえるんでしょうか。

○議長（景山 浩君） 町民生活課長、渡邊悦朗君。

○町民生活課長（渡邊 悦朗君） 町民生活課長です。フリーダイヤルのほうに電話をしていただきますと、一時停止の処理を受け付けていただけますので、よろしくお願いします。

○議長（景山 浩君） 12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） その場合、連絡をしたんだけど、二、三日後に、あっ、ここにあったという場合は、黙っておっては、それが使うことはできませんわね、停止になってるから。やっぱりその場合は、活用したい場合はフリーダイヤルして、申し訳ありませんでした、ありましたのでということをお伝えなければ利用ができないということですね。

○議長（景山 浩君） 町民生活課長、渡邊悦朗君。

○町民生活課長（渡邊 悦朗君） 町民生活課長です。そのとおりでございます。

○議長（景山 浩君） 12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 先ほど紛失したときのことを聞きました。

さて、昨日も答弁があったんですけども、カードを一旦つくったら、半永久的じゃなくて、たしか私のメモでは10年で失効するというようなことを聞いたんですが、これは本当でしょうか。

○議長（景山 浩君） 町民生活課長、渡邊悦朗君。

○町民生活課長（渡邊 悦朗君） 町民生活課長です。マイナンバーカードの有効期間は18歳未満の方は5年間、取得してから5年間で、18歳以上の方は取得してから10年間というのがカードの有効期限になっております。そのときに更新をしてもらう格好になります。

○議長（景山 浩君） 12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 更新なんですけども、免許証の場合は、更新する場合にお金が必要ですか、それとも無償で新しいのんを、また5年先、10年先のもつくってもらえるんでしょうか。どうなんですか。

○議長（景山 浩君） 町民生活課長、渡邊悦朗君。

○町民生活課長（渡邊 悦朗君） 町民生活課長です。更新の場合は無料になっておりますが、なくされて再発行とかっていうことでありますと有料となっております。

○議長（景山 浩君） 12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） そうしますと、再度ちょっと繰り返すんですけども、結局ですね、自分の手違いで期限内になくなって再交付する場合には要るんだけれども、更新の年限いっぱいやって失効した場合は無料でできるということ。だから、あくまでも管理不十分で再発行する場合は新たに負担がかかるということですか。

それで、負担なんですけども、幾らぐらいかかるもんなんですか。ちなみに教えてください。

○議長（景山 浩君） 町民生活課長、渡邊悦朗君。

○町民生活課長（渡邊 悦朗君） 町民生活課長です。再交付手数料は1,000円になっております。

○議長（景山 浩君） 12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 分かりました。ありがとうございます。

それで、次に進むんですけども、カードのポイントですけどね、これを手順がいろいろあるようですけども、実は私の友達がカードを取ってるよというんで、何かその有利なことがあるらしいんですけど、使うのが、ポイントがあって、どういう手順するんだ言ったら、いろいろ彼が言ったんですけどもね、その手順がもう私もよう頭に入れてませんから、どういう手順か、教えていただきたいんで、よろしくお願いします。

○議長（景山 浩君） 町民生活課長、渡邊悦朗君。

○町民生活課長（渡邊 悦朗君） 町民生活課長です。ちょっと話が長くなるかもしれませんが、かいつまんで説明させていただきます。

まずは、ポイントの申込みの受け取る決済サービスをまず選んでもらわないといけませんので、こちらのほうが交通系や小売系などが運営する電子マネーまたは携帯電話会社などのQRコード、あとはプリペイドカード、クレジットカード、あとデビットカードの5種類があります。この中で、まずはどこにポイントを入れるかっていうのを選んでいただかないといけないということになります。そのほかに、マイナポイントの申込時に必要なものは、マイナンバーカードとカード発行時に決められた数字4桁の暗証番号、そのほか利用する決済サービスが指定する決済サービスID、あとはセキュリティーコードというものがなってきます。こちらのほうでまず準備をしていただきまして、スマートフォンかカードリーダー付きのパソコンでカードを読み込んで作業を開始していただくこととなります。スマホでの手順ではマイナポイントアプリや公金受

け取り口座を未登録の人はマイナポータルアプリもダウンロードをしていただくようなことになります。あとは、マイナポイントの何に申し込むかを選ぶ画面というのが出てきますので、最大2万ポイントを得るためには、新規取得、マイナ保険証利用、公的受け取り口座の登録の3つを選択してもらう必要があります。いろいろちょっと説明が長いので、難しいことがありますけども、こちらのほうをしていただきますと、最終的には取得ができることになります。

また、スマートフォンがない方は、マイナポイント手続スポットというものがありまして、そこにある端末操作で申請ができることになっております。役場や携帯ショップ、あと、イオングループなどがそのスポットになっておりますので、そちらのほうで補助をしてもらえるようになっておりますので、分からない方はそちらのほうに行ってもらったらできるようになると思いますので、よろしくお願いします。

○議長（景山 浩君） 12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 今、答弁を受けましたけども、私はさっぱり分からんような状況です。かいつまんで言いますと、例えばって言うと、どっかのお店とかね、そういうところへ行って、私、これで今後使いたいんだがということをやったら、そこで、例えばどこの店でもいいんだけども行って、そしたら、そこで手続ということをいろいろ説明して、手続をやってくれるということなんですか。例えて言うと、スマホを持っていった場合、これで使えるようにしてほしいんだがということをしたら、手続のほうはどうなんでしょうかということをやったら、ある程度それを教えてくれて、そういうことは使えるようにしてもらえるとすることができるということなんですか。

○議長（景山 浩君） 町民生活課長、渡邊悦朗君。

○町民生活課長（渡邊 悦朗君） 町民生活課長です。先ほども申しましたけれども、マイナポイント手続スポットというところでしたら、その事務をやっております。手続スポットは各市町村の役場、あとは携帯電話ショップ、あとはイオングループ、ビックカメラグループなどの店舗、あとはローソンのマルチコピー機、あと、セブン銀行のATMなどが対象になっております。そちらのほうに行かれますと、一応できることはできますけれども、先ほど言いました受け取りの決済を最初に選んでもらうとか、ポイントの申込時に用意するものを事前に準備しておいてもらいますと、そこでポイントの付与の手続をしてもらえますので、よろしくお願いします。

○議長（景山 浩君） 12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 半分分かったような分からんような状況なんですけども、私も持っていませんので、一応聞かれた人があったんですよ。まだ持ってないんだけど、カードつく

ったら何か買物とか、もちろんそれから医療機関とか、買物とかできるらしいけども、どんな具合にするもんだ言ったら、いや、私もさっぱり分からなくてね、役場の窓口、町民課行ったら分かるんだけどもということをやったんですけども、ちょうど一般質問の機会ですので、聞いてみようと思ってね、問い合わせたところなんですけども、なかなか分かりませんのでね、取りあえずそういうことを答弁いただいたことを聞かれた人が分かると思いますので、来られた人には手続のことを教えていただくよう、よろしくお願いします。

さて、次は、草刈りのことなんです。先ほど町長から答弁を受けました。やはり地方交付税の中に公道については算入がされているということを知りました。私は、それならそれを使ってやるべきだと思ったんですけども、予算と決算見ますと、入ってきたのが5,400万と予想されると。だけど、支出のほう、それに使った道路維持費のほうに使ったお金が6,000万円ぐらいかかっているんだということなんです。そうすると、とても間に合わないから、なかなか業者のほうへ投げかけて、やるということは非常に困難だという具合な答弁だったと私は思うんです。

だけど、集落が周辺の道路管理というものは、それはやるべきではと思うんですけども、しかし、それぞれの集落の状況は大変です。私のほうが住んでおります落合の三本木地区なんですけど、ほとんど独居か高齢者なんです。年に1回作業をしましょうということで、集落の役目でやるんですけども、若い人が何%でしょうか、10%いくかないか、という大変な状況です。仕方がないって言やおかしいけど、自分たちが利用する道路の草刈りなんだからやらざるを得んなということで出るんですけどね。若い人がおったら短時間で済むところなんですけども、かなりの長時間がかかります。そういうことで、非常に苦慮しているところなんです。当然、やはり町の公道ですから、行政のほうで管理のほうをやるべきだと思います。改めてもう一度聞くんですけども、道路維持管理のほうで6,000万円かかっているということなんですけども、これ、恐らく除雪とかそういうことを全部ひっくるめてこれだと思うんですが、内容としてはほかにどうなんでしょうか。草刈りとか除雪ありますね、それと、あるいは舗装とかそういうことも含めてると思うんですけども、一体どういうことに内容はなっているんでしょうか。決算のときに聞けばいいんですけども、かいつまんで教えてほしいんですが、どうなんでしょうか。

○議長（景山 浩君） 建設課長、岡田光政君。

○建設課長（岡田 光政君） 建設課長です。議員言われましたとおり、除雪の費用も入っております。あと、行政要望等であります舗装の補修であったりとか、町道の補修だったりとか、そういうものも含めてますけども、その中に、除雪とかでいきますと、委託金であったりとか、ある程度補助金とかもありますけども、それを抜いた純然たる一般財源の費用が約6,600万円ぐら

いかかるということになっております。あと、町道の維持管理の事業の中で、例えば道路台帳の整備であったりとか、そういうものも一応含めてはありますけども、そちらのほうは一般財源を使っておりますので、6,600万といったものに対しては、町道の維持管理事業に関する予算の中で純然たる一般財源の金額ということになっておりますので、御理解をお願いしたいと思えます。以上です。

○議長（景山 浩君） 12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 様々な内容が6,000万少々で、かかっているということなんです。私もね、大変なこれは、維持ということは大変なことだと思うんです。特に、別に差別するわけじゃないですけども、草刈りというのは1回刈っておけば数か月ということはもつと思うんです。ところがですね、厄介なのは除雪ですね。朝除雪したから思っても、日中どんどん降ったら、夕方にまたやらないけんというような、そういう厄介なもんなんですよ。

それはそれとしてなんですけども、先ほどもこと言ったんで繰り返しなんですけども、集落の維持の、集落の人的な構成は非常に大変な状況です。特に、1人ずつ鎌で、手で刈ればいいんですけども、やっぱり草刈り機、刈り払い機ですか、これでやるんですけどもね、何分、元気がよくて、足腰がしっかりしとったらいいんですけども、ある程度年齢の方が使ってますとね、大丈夫かいなということを思うんです。もしけがでもされたら、集落でこれね、また何とか補填しなきゃいけないというような状況なんです。

改めて、また町長のほうに言うんですけども、ぜひ一般財源もつぎ込んで、公道から来る交付税の中で賄うんだなくて、何とかこの草刈りについては業者のほうへも委託を出してやるということはすべきだと思うんですけど、再度考えられることはありませんでしょうか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。おっしゃられることは私も痛感してますし、多くの町民の皆さんも感じておられることだろうと思ってます。言わば、限られた皆さんから預かっている一般財源の中の本当の真水部分をどう使うのかだろうと思ってます。町民の皆さんが、学校教育であったり、ほかの安全確保のために使うお金の中から、いや、草刈りに使うべきだということこの議会の中の合意であったり、住民の皆さんの合意があれば、これは町長は否定するものではありません。しかし、道路の安全確保はガードレール一枚であったり、子供たちの通学路の防護柵がさびて壊れていけば、それはやはり一般財源で直していくというようなことも必要になってまいります。私はその優先順位の問題であって、否定をしているわけではありません、草刈りをですね。そしてまた、地域の皆さんに地域の活動として一生懸命やっていただいていることも、

私も町民の一人として重々承知してるところです。優先順位として、ぜひとも、今そういう余裕がないと、したがって、補助制度で何とか乗り切らないいい仕掛けはできないだろうかということで、今建設課のほうでも、今までやってきました補助制度にさらにもう少し現在の、現実を踏まえた補填ができないかというようなことを今検討しているところでございます。

集落の中には、鳥取大学の大学生たちと一緒に地域づくりを学びながら、何ですか、竹林を伐開したり、草刈りをしてもらったり、農業に一般参入してもらったり、または、全く非農家の地域の近所の人たちに来ていただいて、活動を通じて地域の問題点を、課題を一緒になって解決するという先進的な事例も見られます。いろいろな事例がありますので、集落の問題として捉えていただくのであれば、行政のほうとしても、総務課のほうが窓口になりながら、こんな関係人口のつくり方ができないだろうかだとか、待っていてもなかなか新しい若い人が増えるわけではないわけですし、高齢化の中でどうやって地域自治を守っていくのかという視点については、行政もしっかりと応援したいと思っておりますので、そういう側面で支援をさせていただきませんか。よろしく願いいたします。

○議長（景山 浩君） 12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 先ほど町長から、何か支援のことを考えて検討する、十分にやっばり原課の方と、行政、町長として、こういう声があるんで、何とか支援のできる方法がないだろうかということで検討していただきたい。それと、集落のほうでも、町のほうでも何とかいい方法はないだろうかということなんだが、どうなんだろうかということをいろいろ集落で相談もしたいことも私は提案したいなと思っておりますので、ぜひ支援の方向で検討していただきたい。このことを求めておきますので、よろしく願いします。

次に、学校給食のほうなんですけども、私はずっとどの議会でもこのことについて質問しております。本当に大変な町の財政の中で、どうしていくかということも頭を痛めておられることは十分私も承知しております。ただ、本当に子育てをやられている年代ですね、もちろん義務教育だけじゃなくて、高校とか大学へ送っておられる方もそうなんですけども、学校教育の関連ですので、何とか給食を検討していただきたい。憲法でも、義務教育は無償でやるんだとあります。先ほどもあったんですけども、町のほうで小学校、中学校へ学校給食費の補填をしていって、牛乳値上がり分2円についてもやってると。そういうことについては非常にいいことだと思うんです。ただ、何としてでも、かけがえのない子供たちのことですので、学校の給食は小学校、中学校とも無償化の方向で検討していただきたいと思うんです。

私が思うんですけども、以前に日本海新聞に載っておりました、たしか4月の終わり頃だった

と思うんですけども、県内で学校給食、無償化にされてるところがかなりあるんですね。特に、びっくりするのは、大山町の町長、町長自らこれを提案されたんですけども、議会の中で反対があって、実現できなかったんですが、改めて町民の皆さんの声も、そういうことを十分受けて、署名もあったようですけども、やるようになって、再度町長提案に対して、これが議会で議決して、無償が始まったわけなんです。

そういうことで、私はこの中で、新聞に書いてあるんですけども、新聞に載ってたことは、学校給食はぜひやりたいということで、町長のコメントが載っております。日本は諸外国に比べて子育てにかかる負担が非常に大きいと。現状を、大山町から考えているように、こういうようなモデルケースをつくってやりたいと思って始めたんだということなんですのでね、ぜひこれも実現してほしい。

町長、大山町の町長のコメントについてどう感じられますか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。大山町の町長のその政治信念として、御自分も子育てをしながらそういうお立場に立っておられるということは、私も十分理解してますし、よくこのお話もいたします。それぞれの住民の皆さんが、学校教育の中で何にも増して給食だというお立場に立てば、それは、これは考え方として給食に傾注する、全員が安い学校運営っていうか、負担金を減らすという意味ですよ、そういう意味の方向を走ることは、私は否定するものではない。ただ、学校を取り巻く環境の中ではたくさんのいろいろな問題があります。30人学級であったり、それから教師の非常に負担が大きい問題。今現実には教師1人で低学年を面倒を見るということは不可能な現実がございます。そういうところに力を入れる、または、例えばIT教育っていうんですか、いわゆるタブレットによる教育の普及であったり、多くの問題がたくさんあるわけです。こういうところを普及するほうが、私は優先順位としては高いんじゃないかと。または、学用品や学級費に対する御負担も当然あるでしょう。その優先順位の、先ほどからの草刈りの問題も、この問題も決して否定するものではありませんし、私もどっかで言ったと思いますけれども、学校給食を、国を挙げてこれは義務教育の一環なんだと、学校給食負担法ですか、学校給食費に関するそういうことを取りやめて、町がそのようなことを議論しなくても、これは国として、同じものを食べて、同じような教育の一環としてやるのであれば、これは無償であるということであれば、行政として何ら問題はないと思っています。私は優先順位として、もっと優先しなくちゃいけない事案があるのではないかとということで、学校給食を無償にするのではなくて、いわゆる生活に困窮している、子育てに困窮している皆さんについては、金銭的な負担は

ほかのところできちんとする、しかし、一定負担ができるという皆さんには、給食費については負担をいただいているという実態だと思っています。私は、現在の中では、今の中では給食費については、事情がある方については町のほうで御負担する。そうでない方については、申し訳ありませんけれども、給食費について最低限度の、できるだけ補助金を積んできてますので、できるだけ補助した上で、御負担を願いたい、こういう立場に立っておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（景山 浩君） 12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 町長から答弁いただきました。私は、以前の教育長からありました、学校教育費の無償もそうかもしれないけども、優先順位があって、例えて言うと、小学校については教材費、それから諸経費、これは負担をなしにして町でやってますと。それ以上に、大変家計が苦しい人については、就学援助のほうで、そういうことでやってますと。確かに就学援助の率から見ますと南部町は非常に高いですわ、他町と比べるとね。そこら辺では非常に喜ばしいことだと思っております。

そこで、再度あれなんですけど、例えて言いますと、以前も同僚議員からあったんですけども、2人、3人が学校行って、第2子とか第3子については多少もうちょっと金額を減らすとか、学校給食費は全額じゃなくても半額までの負担にさせていただくとか、そういうこともやるべきだと思うんですが、そこら辺のもうちょっと、全員無償ではなくて、そういうことも考えることが必要だと思うんですけども、教育長、どうでしょうか。

○議長（景山 浩君） 教育長、福田範史君。

○教育長（福田 範史君） 教育長でございます。確かに議員がおっしゃられたように、南部町は子育て全般、特に教育の部分を行いますと、本当に幅広く低年齢から高校生まで、幅広くできる限りの支援をしていることは、議員の皆様の御理解の下だと思っております。その上で、先ほど町長の話にもありましたけども、限られた財源をどうやって使っていくかっていうときに、やっぱり一定割合御負担いただくところと、それから、経済的な支援が必要な家庭については、しっかりそれを幅広くやっていくというところは原理原則だと思っておりますので、その上でいろんな、経済もまだこのままで落ち着くかどうかとも分かりませんので、いろんな町の支援っていうのはできる限りは考えていきたいと思っておりますけども、給食だけを特化して支援をしていくと、確かに先ほど町長の話にもありましたが、本当に今支援を要する子供さんも非常に増えている実態もあると、そのところもしっかり手厚くやっていかないといけないと。やっぱり全体を見ていくっていうところで考えていく中の1つには、いろんな考え方は出てくるだろうというふうに思っ

ているところでございます。以上でございます。

○議長（景山 浩君） 12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 町長、そして教育長から答弁を受けましたし、それから原課の課長に当たるところは課長じきじきに答弁をいただきました。

最後になるんですけども、総括的なことを私申し上げたいと思います。

まず、マイナンバー制度のことについて述べておきたいと思います。マイナンバー制度反対連絡会の原事務局長がこう述べておられます。一定の成果を出したが、営利企業に個人情報売り渡す内容であることは変わらない。また、全労連の前田副議長は、健康保険証を廃止し、マイナンバーカードに一本化する政府の姿勢はカードを取得したくない人の権利を踏みにじるものだと批判されております。東京土建一般労働組合の石村副委員長は、政府はマイナポイントなどを餌に国民をつろうとしているが、その原資は我々が納めた税金、それを強制的に反対する国民の声とともに運動を広めていきたい、このように話しておられます。そしてまた、全国保険医団体連合会の松山事務局主幹は、政府が2023年3月までに進めようとしている医療機関でのオンライン資格確認の義務化について、導入したところはトラブルが報告されている、そもそも導入するメリットがないと指摘、さらに、保険証廃止ということになれば、現場の混乱は計り知れない、マイナンバーを使えない高齢者も多く出るだろう、このように訴えて、命を人質にした悪巧みと語ります。各界の知識豊富な方々の意見、考えを聞く中で、庶民の利益か、それとも政府の情報収集のためなのか深く考えて求めていくことが必要だと思えます。私もこのように考えております。ぜひ、一旦取得された人は有効に使われるのはいいと思うんですけども、本当にこれが有効に使えることが、保証があるのかということも、私自身疑問に感じております。ぜひ、町民の皆さんもよく考えられて行動をしていただきたい、このことを申し終えて、私の質問を終わります。以上です。

○議長（景山 浩君） 以上で12番、亀尾共三君の質問を終わります。

○議長（景山 浩君） 続いて、9番、仲田司朗君の質問を許します。

9番、仲田司朗君。

○議員（9番 仲田 司朗君） おはようございます。9番、仲田司朗でございます。議長の許しを得ましたので、通告どおり、小規模企業振興に関する条例の制定とコロナ禍後の小規模事業者の支援について質問させていただきます。

平成26年6月27日に公布された小規模企業振興基本法では、地方自治体においても小規模

企業振興に関する施策・実施する責務が明記されるとともに、小規模企業の振興に関する施策が効率的に実施されるよう、国、地方公共団体等は相互に連携を図りながら協力に努めなければならないと規定されているところであります。この小規模企業振興基本条例の制定を求めるものでございます。

また、コロナ後を見据えた小規模事業者の支援策について質問いたします。

1つ、県内の市町村では既に西部地区では米子市、大山町、日南町、江府町が条例制定をされています。条例制定されない理由があるのでしょうか。お伺いします。

2つ目、コロナ禍での町内の小規模事業者の現状について、どのように認識されているのでしょうか。お伺いします。

3点目、南部町も年々人口減少と少子高齢化の中で、地域を盛り上げるためには多くの小規模事業者の経済活動を活発にすることで地域が元気になると感ずるのですが、今以上の小規模事業者の支援策ができないのか、お尋ねするものでございます。

以上、3点について質問しますので、回答よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） それでは、仲田議員の御質問にお答えしてまいります。

小規模企業振興に関する条例制定について御質問を頂戴いたしました。

初めに、県内の市町村、西部地区では既に米子市、大山町、日南町、江府町が条例制定されている。条例制定されない理由があるのか。この御質問からお答えしてまいります。南部町の企業の大半を占める小規模事業者は、地域の雇用や経済を支えるなど重要な役割を果たしていると町では認識しております。地域経済の発展と生活の向上のためには、小規模事業者が地域に果たす役割とその重要性について、行政はもちろん、町民の皆様と一緒にあって応援していく考えでございます。議員御質問の条例制定されない理由があるのかについては、現在条例制定はしていないものの、令和元年10月に策定した南部町商工会ビジョン2020に掲げてある内容には、行政との連携を一層強化して、経営発展、経営発達支援計画に基づく具体的な施策の拡充、支援強化を進めていくために、仮称南部町中小・小規模事業者の振興に関する条例の制定に向けて、問題意識や地域課題を共有して状況を見極めながら進めていくこととしておりますので、条例制定の検討については、今後、商工会と十分な調整を図っていきたいと考えています。

次に、コロナ禍での町内の小規模事業者の現状についてどのように認識されているのかについての御質問です。コロナ禍の影響は多岐に及んでおり、飲食業、宿泊業をはじめとする町内の小規模事業者にも売上げの減少等で大きく影響を及ぼしていると認識しております。これまで町と

して、特に影響が大きい業種を中心に、応援金の交付や商品券の配布を通じて直接または間接的に事業継続支援を行ってまいりました。コロナ禍になって3年を経過しようとする現在ですが、行動制限などを要因とする売上減少という状況から、新たに燃油や原材料価格の高騰に伴う利益率の減少に状況が変化しているのではないかと推察しているところでございます。

最後に、南部町も年々人口減少と少子高齢化の中で、地域を盛り上げるために、多くの小規模事業者が経済活動を活発にすることで地域が元気になると感じるので、今以上の小規模事業者の支援策ができないのかの御質問にお答えをいたします。現在、小規模事業者の支援については、起業への支援や融資を受けた事業者への利子補助を行っています。特に新規起業家へ50万円の奨励金を交付している起業促進奨励金については、コロナ禍ではありますが、令和2年度に9件、令和3年度に10件、今年度もこれまで7件の交付実績があるなど、積極的に活用していただき、起業に係る初期投資の一助になってるのではないかと推測しております。

また、今以上の小規模事業者の支援策ができないのかについては、本12月議会に燃油や原材料価格の高騰、円安による影響を受けた事業者の利子補助を行う提案をしておるところでございます。さらに地域を元気にしていくためには、小規模事業者と行政の連携による支援が必要だと考えておりますが、一過性ではない効果的な支援について、引き続き商工会とも協議しながら検討を進めてまいりたいと考えています。

以上、答弁といたします。

○議長（景山 浩君） 9番、仲田司朗君の再質問を許します。

9番、仲田司朗君。

○議員（9番 仲田 司朗君） 御答弁ありがとうございました。

では、再質問をさせていただきます。先ほど答弁をいただきました小規模企業振興基本法の下につきまして、今、発達支援計画の中で取り込んでいこうという話をいただきました。これは、基本計画というのは大体5年ごとに策定することになっておりますが、今、経済がころころ変わる状況の中で、できるだけ前倒しで早く計画をしていただきたいと思いますと思っているところでございます。なぜならば、政策的な継続性を、先ほどもありましたように、一過性ではなくて継続的にするというのでありますので、もっと基本計画の策定について早くしていただきたいと思いますので、この辺についてはいかがなものなんでしょうか。

○議長（景山 浩君） 企画政策課長、田村誠君。

○企画政策課長（田村 誠君） 企画政策課長です。基本計画の策定を速やかにできないかというところでございますけども、先ほど答弁の中でありました、現在、経営発達支援計画というも

のを、商工会と行政と連携して策定をしているものがございます。この経営発達支援計画というものが、令和3年の4月の1日から令和8年3月31日が実施期間として策定をされているものでございます。5年間です。この中で、現在、令和4年度迎えておりますけども、計画書の中で、小規模企業振興条例の制定に向け、南部町と継続協議を行っていくという記載がございまして、先ほどその条例の中、制定する中で、基本計画というものをつくっていくというところがございます。基本的には基本理念を策定して、それに伴って基本計画を策定し、それに連動した取組を進めていくというところです。この経営発達支援計画のこの5年間の実施の中で、現在担当者レベルで条例制定の立てつけについて、基本計画の中身はどうしていくのか、また、その基本計画を策定するに当たって、どのような委員会などを立ち上げていかないといけないのかというようなところを担当者レベルの話合いの中で調整を図っているところでございます。以上です。

○議長（景山 浩君） 9番、仲田司朗君。

○議員（9番 仲田 司朗君） ありがとうございます。3年から8年末、5か年ということでございまして、これは経営発達支援計画の中でそのようになっているわけでございますけれども、先ほど言いましたように、経済状況がころころころ今変わりつつある中で、今、令和4年ですから、あとまだ3年先っていうことになると、またここで経済状況変わってくる可能性があります、国際情勢も変わりつつある。そういう状況の中で、小規模事業者の町内の事業所も、変わっていかねばいけない状況があると思います。これは高齢化の中にも、人口減少の中で小規模事業者としての生きる姿っていうか、地域とともに歩く小規模事業者ということになると、やっぱりその辺のところも含めた中での早いサイクルでの取組っていうのが必要になってくるんじゃないかなと。ただ計画だけつくったからそれでいいんだっていうわけではなくて、やっぱり今の地域の現状というのをもう少し認識していかなければいけないんじゃないかなということからこういう提案をさせていただいた次第でございまして、その辺についてはいかがなものでしょうか。

○議長（景山 浩君） 企画政策課長、田村誠君。

○企画政策課長（田村 誠君） 企画政策課長です。小規模事業者の皆様、今の状況の中で、一生懸命経営のほうをされておられます。確かに、年々いろんな状況が変わってきて、経営のほうにいろいろと圧迫するような状況がいろんな項目で出てきているというところは認識しておりますので、商工会の中で十分な調整を図っていくということで答弁がありましたとおり、本年度の間も、この経営発達支援計画の提出状況というようなところの会議も、もちろん役場も入る中でやっております。そこら辺の議題で、きちんと条例制定に向けたスケジュール的なところを決め

ていけたりすれば、取組として進めていくような形にしていきたいという具合には担当課の課長としては思っているところです。

○議長（景山 浩君） 9番、仲田司朗君。

○議員（9番 仲田 司朗君） ありがとうございます。私が思いますのは、町の総合計画では、基本構想が10年間、これは、令和元年度から令和10年度が10年のスパンで基本構想です。基本計画が5年間で、前期が令和元年度から令和5年度、その後期ってというのが、令和6年度から令和10年度となっております。ですから、小規模企業振興のこの振興計画も、今、令和4年度、来年度が令和5年度っていうことになると、この後期の分に合わせていって、そこで整合性を持っていったほうが私はいいのじゃないかなということから、この提案をした次第なんです。何も、急いでほしいってというのは、この町の総合計画とマッチできるような捉え方ってというのが一番いいのではないかなということからの提案でございます。

○議長（景山 浩君） 企画政策課長、田村誠君。

○企画政策課長（田村 誠君） 企画政策課長です。議員おっしゃるとおり、今の小規模企業振興基本法の中でも、総合計画と位置づけながら基本計画を策定するという具合になっておりますので、そこら辺との整合性も取りながら、ちょうど総合計画の中間見直しという時期もやってまいりますので、そこら辺に合わせた中で取組を進めていきたいという具合に考えています。

○議長（景山 浩君） 9番、仲田司朗君。

○議員（9番 仲田 司朗君） ぜひ御検討いただきたいと思います。

続きまして、2番目に移ります。コロナ禍での町内小規模事業者の現状ということでございますけれども、先ほど町長のほうからお話を聞きましたけれども、ここで私は、実態として今、どういう小規模事業者なり町内の企業はどう思ってるのかというようなことも含めて、ここでお話をさせていただきたいと思うんですが、まず、町版のハローワークについて、現状をお聞かせ願いたいと思うんですが、いかがなものでしょう。

○議長（景山 浩君） 企画政策課長、田村誠君。

○企画政策課長（田村 誠君） 企画政策課長です。町版のハローワークということでございますが、基本的に、窓口のほうをデザイン機構のほうで置いておりまして、今年の7月にハローワーク、これは通常のハローワーク米子なんですけれども、そこと雇用就業支援対策に関する情報交換会ということで、1年に1回そういった意見交換する場を設けております。その中で、まず、町版のほうの職業紹介等ですけども、これ、令和3年度実績にはなるんですが、来訪者数が28名、うち新規の相談者が14名ということで、採用決定者が6名、6名採用決定に至ったと

いう結果の中がありますが、その中で、正規雇用が2名で非正規が4名というような形で取組のほうは進めています。令和4年度も引き続き就職相談、これ、やはり人数のほうは増えてきております。増えてきておりますが、なかなか就職の業種のほうで、製造業だったり、福祉・介護みたいところが数出ているんですけど、なかなかマッチングに上手に至ってない部分もありますけども、今後も引き続きそういった形では問合せ等に応じていきたいという具合な形になっております。以上です。

○議長（景山 浩君） 9番、仲田司朗君。

○議員（9番 仲田 司朗君） ありがとうございます。

なぜこのような質問させていただいたかと言いますと、今、課長のほうからもありましたように、求職者と、それを、事業所のほうが求めている人と、それから実際に働きたいという人で、働きたいという人が、逆に言えば、今少なくなってきている状況が出てきております。これは、ハローワークのほうからでもですけども、月によって、11月、12月はほんと減って、1月から2月、3月になると求人数がどんと増えてくるってというようなこともありますけれども、全体的に仕事は、採用したいんだけどって言ってPRしても申込みがないというのが今現状なんですけど、その辺のところは認識されてるんでしょうか。

○議長（景山 浩君） 企画政策課長、田村誠君。

○企画政策課長（田村 誠君） 企画政策課長です。その7月の意見交換会の中でも、ハローワーク米子からも、先ほど議員言われたとおりの状況の報告がございました。その当時は、有効求人倍率は1.38倍というような形ではあったんですけども、ちょっと特徴的なところでいうと、県内、鳥取県内の高卒の就職希望者というのが、県内希望が増えてきているというようなところも伺っております。それから、南部町においては、建設業等はコロナ等の激しい影響はないんですけども、人材というよりか、資材のほうがなかなか入りにくい状況があったり、それから、全体的な部分でいうと、やはり令和2年度に比べ、令和3年度のほうが人手不足の状況に戻ってきているというような形になっています。以上です。

○議長（景山 浩君） 9番、仲田司朗君。

○議員（9番 仲田 司朗君） 実際に、年ごとに変わってきております。私の経験からしますと、五、六年前は募集をかけると七、八人採用の申込みがありました。ところが逆に、今年なんかはゼロです。何か月もたってもゼロというような状況がございます。これは、職種にもよったりはしますけれども、そのような状況があって、ハローワークに行っても、いや、実は申込みがないんですよという状況があったりしてるわけでございますが、そのときに、町版のハローワークの

担当が、例えば、申込みがあった方に対して、こういう職種がありますけど、どうですかというようなコンタクトを取りながら地元採用という格好にされておられるのか、ただ、そのホームページで見て、ああ、こういうところがあるなということで見ておられるだけなのか、この辺のところを現状を教えていただきたいんですけど。

○議長（景山 浩君） 企画政策課長、田村誠君。

○企画政策課長（田村 誠君） 役場の窓口であったり、それからデザイン機構の窓口に来られた方に、どういった職種の提供というか、お知らせの仕方をしているかというところの御質問だと思うんですけども、基本的には、もう対面でどういった職種が希望なのかというところで、ハローワークと同じ端末の中で同じ求人票を見ながら、その方の希望するようなところを探してきて、対応はさせてもらっているという状況です。

○議長（景山 浩君） 9番、仲田司朗君。

○議員（9番 仲田 司朗君） やはり地元採用ということで、地元で仕事を求められて来られるということであれば、できるだけそういう、米子のハローワークや県のハローワークとはちょっと違って、やっぱり身近な、フランクなつながりというか、御支援できるような手だてがあって、それで採用ができるというような格好での、その求職者に一緒に、何ていうんですか、一緒になって採用できるような取組がしてほしいなと思うところでございますので、ぜひその辺のところをお願いしたいと思います。

特に、先ほど言いましたように、月によって求職する人、それから、事業主のほうで募集しているというのが月によって波があります。ですから、その辺のところも含めて取り組んでいただきたいと思います。

これは、なぜこういう話をしますかというところ、やっぱり町内の小規模事業者で人材確保がすごくしたいところがいっぱいあると思います。だけど、応募がない、工業団地のほうでも採用したいんだけど、実際には応募がなくて困ってるわというところがあります。米子市内のほうでは、ある舗装業者さんに聞きますれば、特に、この寒い時期に夜間で舗装してくるようなのは、夜中にしか仕事できない、そういうときには誰も応募がないから、外国の人を雇わないといけないというような、こういう特殊な事業もあるわけでございますけれども、町内には町内なりのいろんなそういう仕事の仕方っていうのがあろうかと思っておりますので、ぜひその辺につきましても、求職者、あるいは求人の方との、一緒になって仕事にできることをお願いしたいと思います。

それから、しごとコンビニについてでございます。今年度からしごとコンビニということで、当初は申込みをされた方が何件かおられたと思うんですが、この辺についての現状については、

いかがでしょうか。

○議長（景山 浩君） 企画政策課長、田村誠君。

○企画政策課長（田村 誠君） 企画政策課長です。しごとコンビニの状況を御報告する前に、先ほどの分でもう1点。例年、県立ハローワーク、それからハローワーク米子と連携して、町内の事業者に向けて、南部町版の就職相談会というのを段取りさせてもらっているという状況もございます。ただ、昨年この時期に就職相談会の段取りをして、商工会会員をはじめとする10社弱の方がエントリーをしていただいたんですけども、コロナの関係でやむなく中止をしたという状況がございます。

それから、しごとコンビニの状況ということでございます。現在、直近でいいますと、しごとコンビニの登録者数が89人の登録者でございます。それから、この89人の方々が、4月を皮切りに登録していただいて、事業所等に営業を回りながら、そして、役場のほうも委託事業ということで作業を準備させていただいて、現在、民間の4事業所から仕事をいただいているという状況です。

若干、少し具体的に言わせてもらおうと、ゴルフ場のほうのコース管理であったり、それから荷物の運搬、それから、ハーネスですね、社内のケーブル、東になったケーブルとかあるんですけども、そういったものの処理業務であったり、それから、縫製会社の検品の作業、あとは、建設会社等でポストिंगで、こういう仕事をしていますみたいなもののポストिंगの作業などが民間の事業所からいただいているものでございます。ほかにも役場のほうで、封入や封緘の、そういった恒常的な業務のところでお世話になっているというところを順調にやらせてもらっているという状況でございます。

○議長（景山 浩君） 9番、仲田司朗君。

○議員（9番 仲田 司朗君） しごとコンビニの現状は分かりました。そこで、89名の登録がされて、民間事業所が4社ということで仕事をされておられると思いますけれども、ここでちょっと、しごとコンビニができる前からちょっとあったんですけども、シルバー人材センターさんとのすみ分けがいい具合になってるのかどうかという話があったんですが、この辺についてはいかがなんでしょう。

○議長（景山 浩君） 企画政策課長、田村誠君。

○企画政策課長（田村 誠君） 企画政策課長です。シルバー人材センターさんとの仕事のすみ分けというところでございますけれども、シルバーさんがメインで受けておられる草刈りであったり、それから、ふすまだとか障子直したりだとかいうものあるんですけども、そちらは、基本的にそ

ういった業務がしごとコンビニのほうに入ってきたら、シルバーさんでそういったのやられていますよというところで情報をお知らせして、シルバーさんのほうにまず聞いてもらうというような形で、シルバーさんとはそこら辺のすみ分け、それから、登録事業者で60歳以上の方がおられるときには、シルバー人材センターさんのほうでもこういった作業があるんですけども、そちらでの登録はどうでしょうかというところでの登録者と仕事のすみ分けというのをさせていただいております。

○議長（景山 浩君） 9番、仲田司朗君。

○議員（9番 仲田 司朗君） ありがとうございます。

なかなかこの辺のところは理解されておられない町民の皆さんがおるんじゃないかと思って、それからちょっとお話をさせていただいたところでございます。特に、しごとコンビニというのは、継続性がずっとあるわけではない、短時間というところもあるかもしれませんが、この中で出てくるのは、1人当たりの賃金体系というか、作業員の1回幾らというような格好の契約なのか、それとも月額なのか、その辺の実態的なことはどういう格好になってるんですか。時給なのか、その辺はちょっと、分かる範囲内で、金額をきちっと言うといろんな問題が絡んでくると思いますので、仕事の作業内容にもよるかと思われんですけども、そういうような格好の支払い方をされているのかどうか、その辺ちょっと教えていただければと思います。

○議長（景山 浩君） 企画政策課長、田村誠君。

○企画政策課長（田村 誠君） 企画政策課長です。まず、契約形態は委託契約です、委託契約。委託契約でございますので、その委託の内容によって、封入、封緘作業であれば、1人400詰めれば終わります、400詰めて幾らですというような契約方法もあったり、それから、先ほどゴルフ場って言いましたけども、そういった中で、1時間とにかく環境整備をしてもらう時間で幾らですというような形で、委託契約の中身と作業によって、先ほど議員言われたとおり、中身と作業によって、少し契約と、それから支払いの、報酬の払い方が少し変わってきているというようなところもございます。

○議長（景山 浩君） 休憩します。

午前11時42分休憩

午前11時42分再開

○議長（景山 浩君） 再開します。

9番、仲田司朗君。

○議員（9番 仲田 司朗君） なぜこのような話をしましたかというのと、あくまでも小規模事業者の中で、今、求職の問題、つまり、仕事を求めておったり、あるいは求職してる小規模事業者の今の現状が、そういう状況が今多いという状況の中で、実際にこういうしごとコンビニとかハローワークっていうのが、実際どのような格好でやって、募集しても仕事、求職来ない現状っていうのをどうしたものかなというところからこの提案をしたところでございます。

ですから、小規模事業者の今問題になってくるのは、後継者問題っていうのが出てくるわけです。実際に、小規模企業の中で、ちょっと調べてみましたが、経営者が60代から90代という中に、大体、今、3割ぐらいが後継者があるということを聞いております。その中で、実際に事業承継というような格好をやられたり、あるいは、既に廃業された方もあるわけですが、そのような状況の中で、小規模企業で今抱えてる問題の中で、どのような格好で町はこの状況を現状把握しておられるのか、その辺ちょっとお伺いしたいんですけど。

○議長（景山 浩君） 企画政策課長、田村誠君。

○企画政策課長（田村 誠君） 企画政策課長です。役場のほうで把握しているそういうような課題については、小規模事業者を含めた全産業に共通する課題ということになってくると思うんですけども、人口減少による、やっぱり働き手不足、それから、それに加える高齢化等後継者不足っていうのが上げられるのかなという具合には感じています。そこら辺の今後についてですけども、先ほど総合計画の話も出ました。移住定住などとリンクさせた雇用の確保であったり、それから、事業継承対策というのが必ず必要かなという具合に感じています。事業所数が減少するという対策としての創業や起業者の掘り起こしというのも課題の一つかなという具合に感じています。取りあえず、そういったところを課題として認識しています。以上です。

○議長（景山 浩君） 9番、仲田司朗君。

○議員（9番 仲田 司朗君） ありがとうございます。特に、小規模事業者の中で求人を募集しても応募がないというところは、実は、小規模事業者だけの問題ではなくて、今、いろいろ問題があつとる病院なんかのお医者さん、それから薬剤師さん、それから看護師さん、保育士さん、それから社会福祉士等の専門職の方は、何年も求人を出しても応募がない、ほとんどですけど、ゼロではないですけども、というのが言われております。私どもも小規模事業者の中でこういう募集をしてますけども応募がないというのは、やっぱりこの辺のところをちょっと、ただ給与面などの待遇だけではないと思いますし、職場環境とか地理的な面などがあるかもしれません。その辺のところ、具体的に小規模事業者で今こういう現状がある中、あるいは、医療機関とかそれについては、小規模事業者じゃなくて、町の町立病院とかそういうところがございますけれ

ども、全体的な事業所という捉え方の中で、どのような格好で町としては考えておられるのか、ただ、それは事業所任せだから知らないわということなのか、その辺についてちょっとお聞かせ願えたらと思うんですが、なかなか難しいかと思えますけど。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。事業承継がうまくいかない、一方では、都会のほうから、農業や山間地の中で仕事があれば自分たちも頑張っていきたいという、そういう希望に燃えた若者がいる、それがうまく取り込めたところは非常に元気よくやっている。よくNHKで、銀山のある大森町ですかいね、あそこの町に、2人しか保育園に行っていかなかったのが、今20人を超えるほど。いわゆる都会から移住した人たちが友を呼んで、どんどん増えていったという事例がマスコミ等でよく取り上げられています。

私は、御商売をなさってる皆さんが、自分の代で、もうこれでええわって思われるのではなくて、次、誰かにこの仕事を、せっかくの仕事が引き継いでもらいたいだとか、ここの商売のお店を誰かに委ねたいだとか、そういうつながりがうまくできないだろうかと思います。しかし、一方で、その商売の場が同時に生活の場であったり、引き継ぐに引き継げないような現実もよく見受けられます。行政としては、その辺りのところをうまくどうつなげながら、町内の中できちんと御商売が回るということは、その中で、地域の中でお金が回るという大事なことで、考えていかなくちゃいけないことだろうと思っています。

もう一つ、一方で、今、産業の大きな変革が生まれようと言われていると言われている。言ってみれば、私どもの行政の中でもDXとして改革を進めてきています。それは、左のものを右に移すのが一つの大きな仕事であったり、それから、自分の経験と勘で仕事を進めていくような業務が、全てオートマチックで人工知能やそういうものが仕事をやってくれるような現実が、今既にもう生まれてきてます。そうなった場合に、じゃあ、私たちが仕事として何をしていくべきなのか、サービスとして何が必要なのか、これは刻々と変わってきてるんじゃないかと思っています。いわゆる高齢化人口が38%だという具合に報告してますけども、その報告を片方ではしながら、行政が25%だったり、本当、この前まで20%台だった高齢化率の中で私たちは仕事をしてきました。その仕事を、もう少し地域に合った、よく言われる伴走型の行政にするためには、役場の中から出ていくような仕組みも必要だろうと思っています。しかし、一方で、忙しい忙しいという仕事は相変わらずあるわけです。ですから、何かを捨てて、仕事の仕方を根本から変えない限りは、行政にとっても変わらないことであっては、住民にとっての行政の責任が全うできないような社会も生まれてきています。

いろいろな面で人の働き方の問題に変化が生まれようとしています。ぜひ、その辺りのところの課題を現場の中で見つけながら、今、商工会等としっかりと、農業者も関係しますけれども、商工会としっかりと話し合いながら、次の、どうやって人の力を借りてくるのか、ここでいないのであれば、よそから借りてくる、そこに人がいるのであれば、ぜひその人に力強く起業していただく、そのような施策化を図っていきたいと思っています。

○議長（景山 浩君） 9番、仲田司朗君。

○議員（9番 仲田 司朗君） ありがとうございます。要は、町の姿勢もさることながら、先ほど言いましたように、伴走型でできるような取組というのが一番必要じゃないかなと思います。

一つの例でございますけれども、町が就業された方に就職支援金を出したり、家賃補助を支援する制度をつくってはどうかというようなこともございますし、求職者に町を挙げて町内企業を支援しているというアピールをすることで、今以上に人手不足の解消の一つになるんじゃないかなというような一つの提案もしてるところでございますが、お金だけじゃなくて、要は、町がそういう、ここは町を挙げて取り組んでおるんだよってというような、やっぱりPRが必要ではないかなと。特に、県外の人たちに来ていただくためにも、そういう捉え方が必要になってくるんじゃないかと思うんですが、この辺については、町長が先ほど話がありましたことはありますけれども、その辺についてはいかがなんでしょうか。

○議長（景山 浩君） 企画政策課長、田村誠君。

○企画政策課長（田村 誠君） 企画政策課長です。そこら辺のPRをいうところになるんですけども、町に活気があったり、まず、住んでいる皆さんたちがこの町に住んどってよかったな、働いとってよかったなというような、そういったまちづくりにしていかないといけませんし、そのPRという個別具体的なところで、媒体を使って何でも出せばというところではなくて、まず、本当に住んでる方々、それで、住もうと思って来てもらった人がそこで働き、生活し、というところをまず実感してもらえるような施策を打っていくということが大切だと思います。その中で、今日議論しているそういった小規模事業者の方々のところは、起業して、雇用ができるような、それくらいの経営の規模になったりだとか、それを見ていて、周りから、この町に住んでみて、そこで働いてみたいなどとか、そういった形が取れるような、そういった施策っていうものを担当課としては一生懸命考えていきながら提案させていただきますので、また、そのもの、状況に応じたPRの仕方というところもタイムリーに考えていきたいという具合に考えています。以上です。

○議長（景山 浩君） 9番、仲田司朗君。

○議員（9番 仲田 司朗君） どうもありがとうございます。特に、町内の小規模事業者は、そういうしっかりと地域に根差していく、そのためにもやっぱり存続し、そして、それを維持していくということがあるわけでございます。

そこで、一つの状況を取って、移住目的の就職者にとっとりビジネス人材求人紹介サイトっていうのがありますね。東京圏からの移住とか就業者を採用した場合、就職した方に移住支援金を支給する制度がございます。最高は、鳥取県では100万円出すという、一つのあめ玉を出しているところではございますが、町も別口で、町独自の支援制度を制定して、小規模事業者かどうかは別としても、こういう移住を目的とした、で、そこで働いていただく、そういう格好でのセット的な取組っていうのはできないのかどうかっていうようなことを、私どもは移住定住を目的にしたこういう格好での登録をさせていただいておるんですけれども、やっぱり町独自でもこういう取組をしていただきたいなと思うんですが、いかがなものでしょうか。

○議長（景山 浩君） 企画政策課長、田村誠君。

○企画政策課長（田村 誠君） 企画政策課長です。先ほど議員が言われた補助金ですね、県の補助金は存じておまして、南部町の場合であっても、その要綱を整えて、県からのそういった、上限100万というものは把握をしています。実際に、そういった東京23区のほうから来られたらっていうところで準備はさせていただくんですが、そこと併せて、町独自のところでございますけれども、現行ではそういった形がございませんので、県のほうの状況も見ながら、調査、検討させていただきたいという具合に思います。近隣の自治体なども調査させてもらいたいという具合に思います。以上です。

○議長（景山 浩君） 9番、仲田司朗君。

○議員（9番 仲田 司朗君） よく小規模事業者でそういう、要は、求人がないから、支援金があれば来るという方ばかりではないと思います。実際に地域がよくて、大山がよく見え、そして、ここから海に行くのに30分ほどで行ける、山も30分で行ける、そして景色がいい、そして「古事記」に名前がある、こんな町は全国探してもないよというところを都会地の人は言われております。これは、まちづくりだけじゃなくて、それを誇りに思う、やっぱり地域の方がそれだけのことを意識しているかどうかもかかってくると。これは、小規模事業者だけではなくて、全体の地域の中でそういう思いがなければ、やっぱりこう新しい環境で仕事をしよう、あるいはそういうことを、働こうという気になりにくいんじゃないかと思うんですね。ですから、ぜひ、そういうもの、こういった、これは、特に行政のほうからしなければいけないんですけれども、そういう土壌づくりっていうことはまちづくりの一環だと思います。事業所は事業所なりにきち

っとした対応ができるような、来ていただいた方にはやっぱりそれだけの事業をできるようなシステムっていうのが必要になってくるんじゃないかなと思うわけですが、ぜひこの辺のことにつきまして、今後とも、やっぱり、地域の、特に南部町は福祉と医療、介護の町だという捉え方の中から、じゃあ、その中で目玉は何ですかといったときに、やっぱりほかではないもの、それは、ああいう「古事記」に出てくるような、大国主命が生き返った町だよとかいうようなところをもっともっと打ち出す中でのまちづくりというものが必要になってくる、これは、小規模事業者の思いと合わせて、まちづくりがセットになってくるんじゃないかなと思うんですね。そういう中で、ぜひそういうことを考えていただけたらと思います。これは、私の要望でございます。

最後になりますが、コロナ禍の小規模事業者の支援策についてということで、先ほど町長のほうからも新規事業については50万ということがあります。大変これはよくて、今年度でも既に新たな創業という方がもうあって、令和元年度から今年まで、今、私の調べてる数字では28件の創業があります。かといって、今年度はございませんけれども、令和元年度から廃業された方が15事業者ありました。ですから、やっぱり、新陳代謝を事業はしております。その中で新たな若い人がどんどんどんどん創業しやすいまちづくりというのがあるということは、活気があるからこそ創業できるわけでございますし、そういう面では、創業されれば若い人たちのつながりが出てくると、やっぱり、消費活動というのも増えてくるんじゃないかと思うわけですが、そういう状況の中で、利子補助の補填というようなこともございますけれども、コロナ後ということで、どうしても、現在も八波が来てるんじゃないかという状況の中で、あまり大きいことはできないですけれども、実際には、ある程度経済活動はどんどん広がってきてる状況の中で、以前に比べれば飲食業、あるいは運送業的には、少し少し回復してる状況だと思うんですけれども、支援策につきましては、どうしても今後の課題だと思うんですけれども、これ以上のものはないんでしょうか。

○議長（景山 浩君） 企画政策課長、田村誠君。

○企画政策課長（田村 誠君） 企画政策課長です。支援策の新たなものというところでございますけれども、実際に、商工会の令和4年度の事業計画書にも載っているとおり、やはり地域内で循環ができて、なるべく外貨を獲得しながら、町内で上手に回していけるような、そういったところで、そういった施策を商工会のいろんな検討会の中でも話をさせてもらっていますので、また、具体的なものが練り上がれば、議員の皆様の方にも御提案をさせていただけたらという具合に思っています。以上です。

○議長（景山 浩君） 9番、仲田司朗君。

○議員（9番 仲田 司朗君） ありがとうございます。小規模事業者が地域でいかに活気づくか、そして維持し、そして事業承継をしながら、あるいは何代も続けていけるような事業ってということはあるかもしれませんが、やっぱり時代が変われば、職種の内容、あるいはその業態も変わってきてつづつあります。そういう状況の中で、時代を見据えた、小規模事業者の事業者の勘というものもあるわけですが、やっぱりそれを含めて、初めのときから言いますように、まちづくりという、町の中でどういう対応を今後抱えていくのかということを含めた中で、今、小規模事業者がどういう考えをしながら経済活動をやっていくかといったところで、そして、何が今必要なかということを的確に見ていただきながら、今後の支援をしていただきたいなというように思うわけですが。

最後になりましたけれども、ぜひ、この小規模事業者の支援につきまして、あるいはコロナから脱却した中での町としての考え方というようなことを町長のほうからいただいて、私の質問を終わりたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。事業承継の問題は先ほど申しましたけれども、最後に、どうやって外から入ってくる皆さんと地域の皆さんと一緒にいながら地域の活力をつくっていくのか。先ほど草刈りの問題もありましたけれども、私がよく聞いたり、他の先進地で感じ取ったことを申し上げながら、御答弁の一部にしたいと思います。

まずは、地域に、そこに長く住んでいる方との信頼関係がなければ、地域の皆さんの応援は得られないと思います。ですから、例えば、そのスタート時点の1年間ぐらいは、地域の皆さんと何らかの仕事を共にしながら、地域のつながりを大切にするような仕組みをつくるようなところで行政も伴走をして、応援をしていくような仕組みが要るのではないかと。あの若者は非常に信頼が置けるし、あいつのためだったら今空き家になっとるあの家の持ち主と交渉してもいいじゃないかというような、地域や誰かが応援してくれるところを、行政ばかりでなくて地域の皆さんが支えてくれるような、それは商工会でもいいかもしれませんが、その仕組みがあると非常に強いと思いました。

それから初期投資、農業でもよく言われますけど、トラクターはじめ、農機具もない、さらには農地もない人間が、そこの地域に入り込んで何か知らんけどおまえ頑張れと、50万ほど金を積んでやるからってというのは、あまりにも酷だと思います。しかし、一方で、高齢社会の中で、トラクターは各農家の横のほうに眠っていますし、管理機であったり、いろいろな機材が現実に

はあります。くわ1本最初から買うその青年たちに何らかの応援をするというのは、ただ単に町がお金を投下するばかりでなくて、やれる方法はもっとたくさんあるんじゃないかと思っています。そんなような可能性の総合体が、これから先々の南部町の活力を委ねるような若者たちの選択の一つになってくれる、南部町がそういう選択の一つになってくれるということを希望したいなという具合に思っています。商工会とも十分に今後協議しながら、南部町の商工業の発展に尽力していきたいと思っています。

○議長（景山 浩君） 以上で9番、仲田司朗君の質問を終わります。

○議長（景山 浩君） ここでお昼の休憩に入ります。再開は13時といたします。

午後0時05分休憩

午後1時00分再開

○議長（景山 浩君） 会議を再開します。

13番、真壁容子君の質問を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） ただいまより一般質問いたします。答弁よろしく願いいたします。

まず第1点目、なぜ公立保育園を民間にする必要があるのか。私どもが今年1月、8月に取ってきました保育問題のアンケートを見ながら、なぜ今、町立保育園を民間にする必要があるのかという問いが頭の中をぐるぐる回っていました。この町立保育園の民間というのは、今、民間移管しようとしているのは、10年前から町立保育園を指定管理に出している、いわゆる、運営としては民営化している保育園のことです。その民営化をしている保育園が、なぜ今、町立保育園をやめなければいけないのかという中身のことで、保護者や保育士からも声が上がっています。待機児童や兄弟が同じ保育園に通えない、また、保育士の待遇格差、休日保育の要望など、様々な課題が上がってきています。このような中で、保護者や保育士に説明する場も持たず、統合、定数削減、民間移管を進める町の姿勢は、どの町と比較しても住民不在の在り方だと言わないといけないと思います。これで本当に子育ての町など標榜することができるのでしょうか。現在の課題が解決する方向を求め、町がなぜ民間移管にこだわるのか、厳しく聞きたいと考えています。

現在の保育園を巡る課題は何だと考えているのでしょうか。資料請求として、令和4年度、一番新しい内容での各保育園の年齢別通園者数、各園で従事する職員数、これは、職種、正規、非

正規別にということです。待機児童、途中入所の数、複数園に通所させている世帯の状況、町正規保育士、町会計年度任用職員、伯耆の国保育士の人件費、これらを求めています。

課題が公立保育園を民間にすることで解決できると考えているのでしょうか。町立保育園を民間にすることのメリット、デメリットをどのように町民に説明しようとしているのでしょうか。

最後に、町にとって、現在の公立保育園を民間にする必要があるのか、町にとってですね、あるのか、再度聞きたいと思います。

大きい2点目、地球温暖化対策とごみ問題を問います。温対法に基づく町の実行計画である地域施策編の策定費用が予算計上され、業者委託となっています。根幹は、抜本的な温暖化防止対策を地域経済、社会の持続的発展に資する取組をどう進めていくかです。再エネを地域の権利として、住民の所得の向上、雇用、環境保護を同時に進めることが求められてきていますが、町として、どのような構想を考えているのか聞きたいと考えています。

同時に、温暖化防止ではごみ対策は町の重要な課題となってきます。減量化、プラごみ対策をどう進めていくのか問われています。自治体負担がますます増えてくるごみ処理対策は、この機に見直されるべきだと考えています。この間、西部広域で取り組んできた不燃物処理、最終処理の在り方も含めて、再検討する機会だと考えています。温対法の趣旨に沿った減量化計画と処理対策を町に求め、質問いたします。

1点目、地方公共団体実施計画・区域施策編を作成するに当たり、地域経済・社会の持続的発展に資する取組、これを町としてはどのように位置づけているのでしょうか。また、コンサルにはどのようにこれを位置づけるように指示を出しているのでしょうか。再エネは地域の権利という考え方、町長は、この立場に立っているのでしょうか。具体的な取組を問います。

2点目の2つ目の問題です。ごみ減量化の位置づけを問います。これも資料請求されたものを基に質問していきたいと思いますので、よろしく願いいたします。軟プラ、硬プラの収集量と処理方法の現状を請求しています。2つ目には、事業系ごみの現状、焼却ごみの分析表、いずれも南部町分です。

3点目、西部広域の濃縮水処理施設・エコスラグセンターの説明を求めます。これも資料請求として、濃縮水処理施設の経費と自治体負担が分かるもの、エコスラグセンターの経緯とこれまでの負担額、解体費用、これが分かるものを求めています。

それで、最後に、焼却灰等最終処分の在り方についてどのように考えているのかお伺いし、再質問したいと思います。

大きい3点目、学校・保育施設のコロナ対策を問います。コロナ第八波の影響は、本町でも大

きくなってきています。また、エアロゾルの指摘も久しくあります。学校現場での冬季の換気状況の対策が緊急に求められていると考え、質問いたします。各教室への換気施設の早急の整備を求めます。これは各教室と書いてありますが、保育施設も含まれますので、答弁をよろしく願います。

以上、よろしく願います。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） それでは、真壁議員の御質問にお答えしてまいります。

3番目に御質問いただきました各教室の換気の問題につきましては、私から保育園の環境について、そして、福田教育長のほうから小・中学校についての答弁とさせていただきます。

まず、なぜ公立保育園を民間にする必要があるのかという御質問を頂戴しましたので、これから答えていきたいと思えます。近年、核家族化や共働きの増加など、社会の成熟に伴うゼロ、1、2歳児の保育ニーズの要望に応え切れていないことから、小規模保育園をはじめとする受皿を増やすことを国は政策として進めてまいりました。そのことが地域の保育所数の増加につながり、待機児童問題が解消されつつある一方で、乳幼児の保育に係る保育士の数は多く必要となることから、その結果、保育士不足という問題が生まれてきてると認識いたしています。全国的な保育士不足は本町におきましても同様で、保育士確保には困難な状態が続いています。そのほかの課題としましては、施設の災害対策や老朽化対策が上げられます。

次に、課題が公立保育園を民間にすることで解決できると考えているのかについて、お答えいたします。保育士不足の課題の解決に向けては、民営化しますと柔軟な対応ができること、特に、若年層への配慮ができることから有利に働くものと考えます。保育士の確保ができれば、待機児童の問題や兄弟が同じ保育園に通えない等といった問題は解決していきます。また、民営ならではのサービスとして、休日保育などの特徴にも期待できるものと考えます。

次に、町立保育園を民間にすることのメリット、デメリットをどう町民に説明するのかについて、お答えをします。行財政運営審議会において、公設公営、公設民営、民設民営におけるメリット、デメリットについて議論をしていただきました。特に、デメリットと感ぜられる部分につきましては、町の関与が薄くなるのではという民間に対する不安感がありますので、公私連携協定を結び、保育の質と経営の安定に対する不安を解消してまいりたいと考えています。

町民に対する説明につきましては、建設位置が決まり、事業全体のスケジュールが確定しましたら実施をしてまいりたいと考えています。

最後に、町にとって公立保育園を民間にする必要があるのかについてお答えします。これまで

の答弁でも御説明してきましたが、つくし保育園の立地場所の防災面やさくら保育園の老朽化という大きな課題があり、それを解決するためには、統合をして建て替えを実施する必要があり、財政的に検討した結果、民間による建設が有利であると結論に達したものでございます。

行財政運営審議会で検討いただいた結果、1、認可保育園施設の利用認定や保育料については、制度上、公設、民設での違いはなく、利用者への影響はない。2、保育士確保のため柔軟な対応ができる。3、民設民営には建設費、運営費に国、県から補助があり、町の財政も軽減される。4、保育行政に係る町負担が明確になるとの理由により、総合的に考えると、民設民営を目指すのが適当であると答申をいただいております。町としましては、今回目指します民設民営の際に締結する公私連携協定によって、安定した保育を確保できるように努めてまいります。

次に、地方公共団体実行計画・区域施策編作成に当たり、地域経済、社会への持続的発展に資する取組をどう位置づけるのかについてお答えをしております。議員の御指摘のとおり、地域脱炭素の実現に向けては、地域課題を解決し、地域の魅力と質を向上させる地方創生に貢献することが必要とされており、経済の域内循環、産業と雇用創出、レジリエンス向上などに資することが必要だと考えます。今年度は、区域施策編の策定ではなく、地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画策定を予定しており、地域の再エネ導入ポテンシャルや町内のエネルギー消費量などを踏まえた導入目標や目標を実現するための具体施策を定めることとしております。なお、本事業により策定した目標は区域施策編に反映されることが求められており、今後は区域施策編を策定する予定としておりますので、その際は、地域経済及び社会の持続的発展に資する具体的な取組を検討していく必要があると、このように考えております。

次に、ごみ減量化の位置づけを問うについてお答えをします。温暖化防止、地域脱炭素社会の実現には、ごみ減量化は欠かすことのできない重要な取組だと考えております。さきの9月議会でも申し述べましたが、ごみの減量化に向けて大切なのは、1、ごみの排出抑制、2、再利用、3、再生利用、4、熱回収の取組だと考えます。商品を購入するときに必要なものだけを購入する、分解・分別が容易なものを購入する、どのように廃棄することができるのかを考える、これらのことを意識していくことが最も重要ではないかと考えます。

また、海洋プラスチックごみ問題や気候変動問題などを契機に、国内におけるプラスチックの資源循環を一層促進するために、今年4月には、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が施行されました。市町村に求められているプラスチックの一括回収、再商品化につきましても、今後検討していく必要があると考えておるところでございます。

次に、西部広域の濃縮水処理施設・エコスラグセンターの説明を求めるについてお答えをしま

す。まず、濃縮水処理施設は、平成15年に設置された第2最終処分場浸出水処理施設のRO膜処理施設の発生する濃縮水を乾燥固化させ、場外へ搬出する施設になります。廃棄物に触れた雨水などの浸出水は1か所に集めて浄化し、取り除いた残留物を含む濃縮水を処分場に戻していましたが、平成30年頃に濃縮水の蓄積により、排出水の塩分濃度が上昇していることが判明し、処理場内の埋設物を分解する微生物の活動にも支障が出るおそれがあるため、濃縮水を処理する施設の新設を決定し、令和4年度に、米子市淀江町にある一般廃棄物最終処分場の敷地内に新施設を建設しております。令和5年4月の稼働を予定しており、1日当たり20立米の濃縮水を乾燥させて固め、県外に排出する計画となっております。

また、エコスラグセンターは不燃残渣やプラスチック残渣、焼却残渣、し尿汚泥焼却残渣、公共下水道汚泥焼却残渣を溶融処理することで、最終処分場の減量、減容化を目的とした施設で、平成16年4月から供用開始をしました。平成26年1月に、エコスラグセンターの処理量の大幅な減少による処理単価の上昇や、老朽化による修繕費用の増加が見込まれることを確認したことから、平成27年度末で稼働を停止後、平成29年度にエコスラグセンターを機能転換し、資源の有効利用や最終処分場の延命化等を目的としたプラスチック選別処理施設へ機能転換する方針を決定したところです。その後、不燃残渣量の減少やRPF引取り単価の低下など、当初計画との乖離が生じ、不燃残渣の外部処理を検討した結果、平成30年8月にプラスチック選別処理事業の中止を決定いたしました。令和元年11月には、エコスラグセンターの利活用策において、費用に相当する需要が構成市町村で見込めないこと、老朽化、経年劣化に伴い想定外の補修が必要となる可能性があることを確認したことから、当該施設は構成市町村での利活用は行わず廃止し、施設を解体する方針を決定したところでございます。令和3年2月には、エコスラグセンターは令和7、8年度に解体する計画としました。令和4年8月には、解体の前段で、社会資本の有効活用を目的として、当該施設の現状有姿での活用方法について、民間事業者から広く提案を求め、活用事業を検討するサウンディング型市場調査を実施する方針を決定いたしました。令和4年11月より現地見学会や活用アイデアの提案受付及びサウンディングを開始しております。

次に、焼却灰等、最終処分の在り方について、どう考えるのかについてお答えをいたします。焼却残渣のリサイクルは民間事業者より実施されておりますが、民間事業者の事業継続性や安定性の面で課題があります。新しい最終処分場については、現時点では屋根をつけるかどうかなどの形式や埋立対象物が決定していないことから、従来の方法で全ての埋立対象物を埋立処理することを想定した敷地面積の確保を目指しております。なお、現在、提案窓口において、先進技術等の提案を受け付けているところであり、焼却残渣のリサイクルや適切な処分方法等の検討を行っ

ておるところでございます。

最後に、各教室への換気施設の早急な整備を求めるという御質問にお答えしてまいります。

最後に、学校保育施設のコロナ対策について、各教室への換気施設の早急な整備を求めるについてのうち、保育施設についてお答えをいたします。保育施設につきましては、全ての教室に空気清浄器を設置している現状がございます。一定の効果があるのではないかと、このように考えています。

以上でございます。

○議長（景山 浩君） 教育長、福田範史君。

○教育長（福田 範史君） 続いて、学校における教室の換気についてお答えします。

鳥取県教育委員会から出されている新型コロナウイルス感染症予防ガイドラインでは、換気について、空気の流れを踏まえ、2方向の窓を開けることが推奨されており、各校が実践してまいりました。令和2年度には、換気のために開ける窓への網戸の設置の予算をお認めいただき、虫の侵入等に不安を抱くことなく、気候上可能な限りの常時換気が可能となっております。御家庭の絶大な御協力はもちろんのこと、これまで町内の学校におけるクラスターの発生はないことから、一定の効果を上げているものと考えております。また、既に中学校には換気扇と天井扇、小学校には天井扇が全教室に設置されております。

これから冬を迎え、暖房を入れながら窓を開けて換気するという非効率であることは否めない取組ではありますが、コロナ感染も防ぎつつ、風邪やインフルエンザ等で体調を崩すことがないように、自然換気の上に、学校などの感染状況に合わせて、換気施設を効果的に使用しながら、引き続き感染症対策を徹底してまいります。

以上、答弁といたします。

○議長（景山 浩君） 休憩します。

午後1時24分休憩

午後1時25分再開

○議長（景山 浩君） 再開します。

13番、真壁容子君の再質問を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 保育園の問題として、町長は課題は、何かというと、課題は大きく言って、いろいろ経過あったんだけど、保育士不足の問題と施設の老朽化、災害対応での心

配だと、この2つ上げられたわけですね。これはおっしゃっているように、子ども・子育て会議でも保育園問題の課題は何かというと、この2つなんです。施設の老朽化をどうするかという問題と保育士の不足をどうするかということですが、施設の老朽化は建て替えることによって新しくなるんだということなんです。保育士不足の件について、それが解消できるかという、民間だと柔軟な採用ができるので有利だというようにおっしゃったんですけれども、資料を出していただいております、ここですね、これで資料を使わせてもらうんですけれども、1番目のところに書いてくださっているのは職員数、令和4年度、すみれ、ひまわり、さくら、つくしの園長、保育士、それぞれの正規、非正規を書いてありますよね。確保ができるという問題というんですけど、この中で見たら、保育士の採用が17というんですけども、民営化した保育園です、南部町の民営化した保育園の、次のページ見てもらったら分かるように、保育士が正職員で18人なんです。南部町の正規職員よりも少ないんですね。あとはパートに頼っているんです。この結果、何を招いてるかということ、次のページで分かるように、ゼロ歳児が受け入れられないんですよ。これで10年間やっていて、こういう状態がある中で、保育士の採用が柔軟にできるということが言えるんですか、町長。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。いろいろな課題がありますし、かといって、例えば今年、公立保育園の募集をしましたけれども、2回の追加募集もかけましたけれども、応募がない。その中で、公立保育園の正規職員の、言ってみれば、私がなぜないのかということに関係者とお話をしたときには、正規保育士の勤務のやはり厳しさといいますか、責任の重さ、そういうところがあるんだろうと思っております。

もう1点は、公務員の場合の初任給基準、二十歳であれば約17万円前後の初任給になると思います。一般民間の初任給基準との差が、そこら辺りのところに3万円ぐらいあるという具合に聞いております。この辺りのところの柔軟性が行政の中では乗り越えられない。公務員保育士の場合には、初任給基準は厳しくその辺りのところは決められていますので、行政職との間の中で、専門職に特別の扱いはできないという構造から抜け出せない。そういうことを含めて、そのように申したところでございます。対して言えば、可能性があるということだろうと思っております。私は民間保育園の給与にまで言及するわけにはいきませんが、可能性は私はあると思っております。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 町長、今の話は、民間のほうが柔軟性があって採用しやすいとい

う理由にならんのですね。そもそもの保育園の一番大きな問題は、公立であろうと、民間であろうと、公立は置いておきましょう、ケア労働の中での保育士の給与が安いと言われてることで、ね。全職種より10万も下がっている問題を何とかしようという課題があるんですよ。一方、公立の場合は、これは公立の公務員給与で一定保障されてるんですよ。町長がおっしゃったように、初任給が20万で全産業よりも低いついていったら、そしたら、民間の保育所は初任給上げて、次、上げないことをやってるわけですか。どう考えても、保育園の、法人であろうと、公立以外の私立というのは、国から来る補助金と保育料以外に入ってくるお金がないんですよ。その保育料が公定価格で決められている以上、保育料と公定価格でやろうと思えば、どうしたって職員を少なくして給料を上げるか、そうですよね、給料を上げるか、なべて公定価格ではできない保育士を雇えば、その分どっかからお金を持ってくるしかないんですよ。それでやってきたのが今の伯耆の国の保育園じゃないんですか。だから、伯耆の国の保育園も民営化してるといっても、民間に入ってくる公定価格と保育料ではできないので、町がその分補填してるということですよ。それ、どうですか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。そういう構造にあると思っております。ですから、安定的な保育というのはどういうことなのかを含めて、公私連携協定を結びながら、お互いに運営の方法を考えていくということに委ねてはどうかと。建設の上でまさに有利であり、そして運営する上で、今、公設民営をしてます、全く状況は変わらないことが生まれてくるわけですから、そこで生まれてくる利点というんですか、町がよさを独り占めする必要はないわけです。お互いに町内にある保育事業所として、それを有効に利用し、町がそれを支援する。こういう形が生まれるんじゃないかと思っています。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 問題をそらさないでほしい。今、公立、町は、今やろうとしていることは、何かかんか言いますが、公立保育所を2園廃園にして、廃園にするんですよ、条例で町立保育園が2つなくなるんですよ。そういうことをやろうと言ってるときに、メリットも十分話ができなくて、説明会すら持っていないところでやろうとしているときに、少なくとも議会では真摯に答えてくださいよ。さっきおっしゃったように、あなたが言えること、回答は一つですよ。民間の保育所というのは、お金は公定価格で入ってくる国の補助金と、国と県の補助金と、町が一部出す分ですね、それと保育料しかないんですよ。だとすれば、あなた方が言ってることは、財政的にメリットがあると言いますけれども、書いてあるように、新しく民間移譲するところ

ろにも給与での相当分を支援していくってこと言ってるわけですよ、どうですか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。保育園を運営する上で、給与を面倒を見るのか、公務員と今の法人の職員の給与差について、真壁議員はしきりにそのことを言われますけども、それだけが保育園の安定運営だけの問題ではないと思っています。公私連携協定の中にはたくさんの要件や、公として責任を持たなくちゃいけない事項を約束するような項目もあると思っています。そういうことを含めて、もし人件費の問題で必要がある、そのことによって保育士が安定して確保できるということであれば、その項目も入れるような必要が出てくるかもしれません。しかし、そのことがために、職員の給与だけをフォーカスをして、公私連携協定の中で負担金を求めている、これはなかなか皆さんの御理解が得られないんじゃないか、このように思っています。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 公私連携協定がどういうものか皆さんに見せてあげたらどうですか、よその町がやってること。よその県がやってるような公私連携協定の中身は、保育料金をどうするかとか、そんなこと書いてませんよ、でしょう。公的な保育所について、公的なところはやってくださいよと書いてることじゃないですか。公私連携協定ができたから待遇がよくなるのか、そんな問題が協定ではないんですよ。分かり切ったことでしょう、そういうこと。現場におったらそういうこと分かってるはずですよ。話が前に進まないのは、給料の格差があることを、あることだけれども、それを解決しようとしなない町の姿勢があるから前へ進まないんです、この話が。

もう一度聞きますけれども、財政的なメリットがあるから、民営化して、民間移譲していた、これは、はっきり言って、もう論理破綻しているんですよ。何回も言ってるじゃないですか。建設費でいえば、15年間見たら、年間50万そこそこですよ、たった50万のために、保育所を民間移譲するわけですか。民間移譲したらそれなりのものがあるって言ったんでしょう。サービスの問題でいいでしょうか。サービスの問題では、休日保育ができる、10年間、休日保育やっていません。結果として、ゼロ歳児は全部公立保育所と小規模保育に持ってきてるじゃないですか。

この問題の一番は、保育士の給料が安い、それも民間の給料が安いってことは今、全国的に課題になってるのは、御存じのように、通園バスでの置き去り事故、それから虐待による問題がありましたよね。このことによって、今、国民がどういう声を上げているかということ、決して保育士だけのせいにはしなくって、民間保育士の現状があまりにも低い問題と保育定数の改善の

問題、それから公定価格の引上げの問題を言っているんですよ。町長、その点どう認識されますか。あなたは、もうちょっと言えば、役場の公務員は公務員給与、行政職で保障されている。議員もどれだけ保障されてるか知りませんが、町長も、副町長も、一定の金額、保障されている。しかし、現在で働いている人たちは、会計年度任用職員ということで二百何十万ですよ。それで本当に安心して、それできつい仕事を、人数をたくさん持ったきつい仕事を本当にできて、全うして、精神的に安定した状況でできると思っているんですか。一番の改善策は、抜本的な保育士の待遇改善がなければ、子供の命を守ることができない。このことについてどのように考えますか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。私はその議論には賛成します。まさにそのとおりだろうと思っています。保育士給与が非常に低いということ、それから、例えばゼロ歳児を面倒を見るのに、ゼロ歳の子供さん3人に保育士1人、鳥取県は鳥取方式の中で1歳については4.5人に1人の保育士となっていますけれども、よちよち歩きの1人の子供がトイレに行ったときに、1人がついていけば、じゃあ、あとの3.3人、4人の子供たちは目を離していいわけではないわけですし、そういうところが非常に現場の中の人数の確保というものに問題がある、これは私も認識しています。ですから、そういう部分の安全性の確保のためには、現在も指定管理料の中で、人数の配置だとか、そういうことを提案してやってると思います。ですから、そういうその御支援についてのことは、今後、安全確保の上から必要なものについては絶対しなければならないという認識は持っています。

そのベースの中で、南部町だけが賃金を、何ていうんですか、公務員ベースのじゃあ、賃金でやりましょうと。これ、言うわけにはならないわけですし、ですから、賃金レベルが低いということ国に改善するということは、今でも大きな議論の中になっていますし、点数基準っていうんですか、定数基準についても、もう既に10数年変わっていないという具合に聞いていますし、さらには県の段階で決めるような施策になってるということもお聞きしているところでございます。

いろいろの課題がこの保育の中にありますけれども、今の公設を民営化することに対する、それを阻む問題では私はないと思ってます。それは大きなうねりの中で、保育行政全般の中で考えていく時点と、私たちがこれまで取り組んできました10年間の指定管理、その延長線上に民間保育園として運営する、これを阻むものではないと、このように考えています。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） いつも、私、質問しとって感じるのは、私は、残念ながら、町長は一番大事なところでも公務の仕事とは何かとかね、公務員とか、働く人の権利とかいうものをどういう位置づけかかってというのが、いつもちょっと不安に感じるんです。それで、町長は、自分とこの町だけ公務員抱えていいのかとおっしゃいますよね。お隣の伯耆町、人口1万ちょっとで同じなんですよ。そこの予算書見せてもらったんですよ、令和4年度の。そしたら、保育士が、うちが、予算ですが、ちょっと違ってくるんですけど、今303人ですけど、南部町は307人を予算化してる、保育園に入ろうとしてる、全部の、民間も含めてですよ。それに対して、伯耆町は399人、約90人ぐらい差があるんです。90人多く見てるってということです。そこで、伯耆町は5つ全部町立なんですよ、御存じですよ。全部町立保育所。職員が34人、正規職員持っています。うちの約1.5倍あるんですね。うちはどうしたかっていったら、4つあるうちの2つを財政問題を含めて出しちゃったんですよ、民営化したんです。この、そしたら保育園費、一体幾ら違うんだろうと思って、私、見てみたんです。幾ら違うってというのは、南部町は自分とこができんと、だから、町営にしとったらどんなにかかかってんのかなと思ったらね、南部町は全部入れて、5園入れて5億2,773万、伯耆町は、町立の保園プラス、社協がやっている小規模保育のB型っていうのがあって、これ、3,000万円ぐらいお金出してるんだけど、それを合わせて4億4,300万ですよ。8,000万円以上の差が出てきてる。何回も、私これ、間違いないかと思って置き直し、何回も計算し直したんですよ。何でだと思います。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。比較するものが私の手元にありませんので、ここで即答することができません。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） そういう回答が来るのを承知で言っています。皆さんにお知らせをしたい。南部町だけとんでもない保育料、お金を使うわけにはいかないと行って民営化したけども、民営化したほうがお金がかかってきている。90人も差があって、まして広域入所、南部町のほうが倍多いんです。何を物語ってるか。南部町はもしかしたら入りたいと全部の園児を受け入れる体制になっていないということが一つ。

もう一つは、民営化することによって保育料の中のお金が、何らかの形で余計に出ていってる問題。これ、あるんです。ベアーズの5,000万。1人当たりにしたらすごく金額かかってきているんですよ。そういうこと考えた場合、一律に民営化がいいって、財政効率がいいっていうことに立つべきなのか。それを考えないといけない。そう思いませんか町長。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。今言われました5.2億と4.4億の、その差がベアーズの問題だということでは私は思いませんし、それだけ保育行政に町はお金を使ってるということだろうと思ってます。その効率性が悪いではないかということであれば、それは真摯に他の市町村の在り方等をまねなければいけないと思いますが、それが全て行政保育士で、行政の保育士で運営することがいい保育につながるということではないと思っています。さらに言えば、兄弟が町内の保育園に入れない、それから米子市の保育園から帰れない、伯耆町と大きな差があるという具合におっしゃられますけれども、私はそんな大きな差があるという具合に認識しておりませんので、何かこの数字的に、改めてまた教えていただけますと助かります。

○議長（景山 浩君） 子育て支援課長、芝田卓巳君。

○子育て支援課長（芝田 卓巳君） 子育て支援課長です。広域入所が伯耆町の倍という具合に言われましたけど、ちょっとお知らせしたところですが、伯耆町のほうも広域入所、すなわち幼稚園のほうになるんですけど、こちらは24名入っておられます。ですんで、南部町も幼稚園に20名程度入っておられます。ですんで、倍ということではないです。

あと、途中入所ということで、うちのほうは今回、補正のほう上げさせてもらいました。5名ぐらい途中入所があったということですが、伯耆町のほうでは、本年度途中入所が1名しかなかったということも言っておられました。以上でございます。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 伯耆町のこともたくさん調べてくれて感謝いたしております。私、令和4年度の当初予算のところで拾った数ですから、違いがあったのかもしれませんが、それは、ほな、広域入所の分は取り消しましょう。あとの数字の部分については再度また検討したいと思うんですけども。

町長、何が言いたいかというと、保育園とかでも一番大事なのは、そこで働く人たちの保育士に最大限待遇を確保するような在り方を模索すべきであって、民間保育所をそこに持っていく理由が財政的な問題だけであるとすれば、財政的な問題もそんなに差はないという問題が言いたかったのと、その問題よりも、きちっと待遇改善で保障して、安心して保育を目指していけるような環境をつくることこそが一番町に求められていることであるし、そういうところにお金を使うべきではないかと言ってるんです。私は、全ての民間が悪いと思いません。宗教法人とかがつくって営業している人たちや園長さんとも知ってるし、本当に頑張ってるって褒められますこともよく知ってます。しかし、やはり行政側として、確実に見ておかなければいけないのは、保育所と

いうのはお金のもうかるところではないんです。そこで公定価格で計算した補助金と何らかの公費、保育料とで、成り立つことを考えたら、民間事業者の場合はどっかからお金を持ってくる以外は職員の給料も上げられないし、待遇も変えていくことができないわけですよ。社会福祉法人は約8割が人件費がなかったら、いい福祉法人と思わないほうがいいと言われているのは、どうするかっていったら、福祉法人もうけようと思ったら、保育基準に見合わせて公定価格しか保育士を採用しない。それか、人件費を下げる。運営費を下げる。それしかないんですよ。だって、社協といえども、言ってみたら、新自由主義の中で見たら、一つの企業で業者になるわけですよ。そこにあえて、町がみすみす補助しなければならぬと分かっている事業に対して、もうかることを想定していない福祉法人をわざわざつくってですよ、そこに公務員の一般職より給与の安いところ、いわゆる待遇保障になるんだと思うんです、町がつくったわけですよ。それをしていくことが、本当に保育の充実になるのかということですよ。そこを真剣に考えないといけないんじゃないですか。まして、サービスの向上といいますが、先ほど言ったとおり、サービスは向上どころか、変わってないわけですよ。強いて言えば、早朝保育と短時間保育ですよ、この午前、午後の貴重な時間を今、民間保育は担ってくれてるわけですよ。

でも、町もしようと思えば、その分の人件費を出したらできるわけですよ。どうしてそこを選ぼうとしないんですか。なぜかという、それは伯耆の国を町がつくったからなんです。そうですよ。伯耆の国を町がつくって、今、民営化していて、今度民間移管するときに、何の保障もなく、何の公募もなく、公然と議会で伯耆の国の名指しで、あなたは民間移譲することを言うんです。これについてどう考えますか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。ゆうらく、伯耆の国がそこまで私どもの福祉の中で携わっていただいている重さ、それから責任というものを持って、私は伯耆の国がこれまで10年、つくし保育園、さくら保育園を運営していただいたこと、さらに、多くの住民の皆さんのアンケート等の結果からも満足しているというデータ、そういうことを基にしながら、私は伯耆の国が現実的に一番、次の運営していただくのに適しているだろうということで、一つの私の私案として申し上げました。これから具体的に業務の運営についての話を本当に相手が受けてくれるかどうか私も分かりません、そういうことも含めながら、運営についてお話をしていく、これからの段階だと思っております。

それから、同時に、一番最初に、私も国の保育士の基準の問題も申し上げました。国自体の中で、全体の中で、底上げを図っていくということも大事ですし、さらに、そこまでに至るまでに

については、例えば伯耆の国が受けていただくということであれば、当然、その問題も俎上に上がってくると思っています。

それから、小規模保育園で、今、ベアーズの問題で、5,000万払ったじゃないかということはありませんけども、これは、あくまでも議員も御存じのとおり、暫定的にベアーズさんにお世話になっていますので、少し今後について、新保育園ができたときの体制はまた変わってくるだろうと、このように思っています。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 町長は伯耆の国に今までお世話になったっていう、それはお世話になるというよりは、町がつくって、あのときに、旧西伯町と会見町がお金を出し合ってつくった社会福祉法人なんですよ。そうでしたよね。それを特別養護老人ホームを県からの移譲分を受け入れて、福祉法人つくっていたという経過があるわけですよ。でね、そこをどんどんどんどん拡張、膨張させてきてるんですよ、町が。介護保険で福祉法人にどれだけのお金が動いていますか。西伯病院より、会計自体が十何億、町が払ってるわけですよ。保育園もいってるわけですよ。もう南部町、町の会計の一番市場化されたという介護保険、次に今度、保育所も市場化されたという、こういうことを全部一つの福祉法人に行ってるんですよ。そこが、特別扱いして、本当は公募ですよ。どこもこういう民間移譲してるときに、手続をずっと私もホームページで調べてみたら、こんなところありませんよ。何年も前から民間にしますよ、については公募はこんな条件があると出しているわけです。それもなく、片や一度も用地のことも含めて、相手方とも一度も相談しないというところを言いながら、その名前を出して、もうそこに行くこと決まったようなこと言っちゃうんです。これは異常ですよ。異常。それで、町のすべきことは、町がつくった法人の中で、出てきた保育士同士の待遇改善、やはり町の責任として、最大限なくしていくか、直営に戻すかしてやっていくというのが今、ケア労働の、特に保育士の給料の低さをどう改善していくかっていうところでは第一義的に町の責任やと私は思ってるんですよ。それを置いて、少なくとも私は元に戻すべきだと思うんですけど、今の段階では、少なくとも今の段階です、指定管理のまま置いておいて、建物は町が建てて、公立保育園として、待遇改善と保育の内容の充実をどこまで模索していけるかということ伯耆の国と一緒に相談しながらやっていくというのが、今、最低限すべきことではないんですか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。南部町が今進めてます民設民営化は、一般に米子市が行っていることや他の市町村がやってる民営化と大きく違う点があります。それは何が違うのかといえば、

多くのところは公設でやってる保育園を民間にするから、保育士が全部替わってしまうわけです。そうですね。そこが、非常に困難なところを抱えているわけです。私がこの問題で、今やろうとしてる、皆さんと一緒にここで議論していることは、既に民営でやってるわけです。その保育士の皆さんを、真壁さんの議論で言えば、ほかからも公募をかけてやるのが一般的じゃないか、保育士は替わるかもしれませんよ。総入替えみたいなことが起きるかもしれん。そういう混乱をする必要はないという意味と、今働いている皆さんの仕事のモチベーションが落ちないためにも、ぜひとも現在の環境を維持していただきたい。それから、公設での責任というものは私どもがしっかりと協定を結びながら、安全の確保、そして運営の安定性、そういうものについて今後、議論していきたい、このように考えております。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 町長、あなた今おっしゃったことは裏返したら、指導指定管理するときから、民間移譲を目的にしとったっていうことになります、そんな言い方したら。もう今も出してんねんから変わらへんやないかって言って、土地も、そうでしょう、そういうこと言ってるんですよ。あなた、どこに軸足置いてるんですか。きちんと行政の長として、行政にとってメリットは何なのか、町がつくったといえども、行政とは別に位置している福祉法人のところに片足以上突っ込んでいるんじゃないですか、その言い方。それが分かりませんか。一般論として、町のものをよそに出すということは、それだけ大変な手続を踏むんだと言ってるんですよ。あなたはもうやってきてるんですよと言ってるんです。何が困るんですかと、こういう言い方ですよ。だとすれば、町はあのときに100万ずつ出してつくった福祉法人を、町丸抱えでその財産を殖やして、そこでの職員の給料を全部決定権も与えていくっていうことになるんですよ。そういうことが町の保育の在り方として本当に公平なのか、そこで働く保育士や保護者や子供にとっていい環境がつくれていくのか、こういうことを第一義に考えないといけないんじゃないですか。そういうことから見れば、もう少し頭を切り替えてもらって、うちの町はよその町とは違うのはそこなんです。町がつくった法人を支えるために、伯耆の国をつくったときも全て全部譲渡したじゃないですか。福祉法人が財産を抱えて何をやるんですか。何を目的につくっているんですか。全ては住民福祉の向上でしょう。だとすれば、今、選択すべきはそこに集中させることではないということ言ってるんですよ。もし引き返せなければ、指定管理のまま、このまま今後どういうふうに公定価格変わってくるか分からない、ケア労働者への手当がどうなるか分からない中で、どれだけ民間も含めた保育士の給与上げるために努力していくか。そのために町が何ができるか。今、民間だといいいながら、保育士の差額は出すんですよ、町が。じゃないと減ってしま

うことになりますからね、伯耆の国の職員の保育士の給与も。少なくともそこは考えないといけないんじゃないですか。どうですか。そして、次のところに行きたいんです。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。そもそもから言って、議員もよくよくこの議論の中で長くやっておられますので御存じのとおり、この民営化、公設民営のスタートは、臨時職員さんが保育士の現場の中にたくさんおられる。それが、公務員保育士としてなかなか採用できない。その方々を正規職員化するという目的の中で、ゆうらくに保育部門をつかって正職員化をし、そして賃金労働条件を支えてきた。そして、この10年間、つくし保育園、さくら保育園を運営を立派にさせていただいてると、このように思っています。これを置いて、公務を行政の財産の中では、他のところから何か所か集めながら公募をして公正にやるべきだと、こういう私は立場にはならないと思っています。これまでやってきた責任というものもあると、町長としてそう認識しています。賃金労働条件の問題も理解できますけれども、全てを公務員並みに直すということは今ここでお約束するわけにはまいりません。

さらには、今後のこの子ども・子育ての一番のベースってというのは、保育園の中にたくさん課題があると思います。これは保育園の運営全般のこの問題ですので、これは国や県、市町村、力を合わせながら、改善、改革に取り組んでいく課題であろうと思っています。町の中ではゆうらくという、伯耆の国という組織が運営に前向きに取り組んでいただければ、現在の指定管理の中で、何ていうですか、補完をしています保育給与、そういうものについても今後しっかりと議論していかなくちゃいけない、こういう課題があると認識しております。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 次に行きたいんです。町長がおっしゃった、民営化するときに、今でいう会計年度職員、臨時の職員が多かったんで、全ての職員を正規採用するために伯耆の国つくったんだと言ったんですよね。これ、見られたでしょう。保育士の非正規がさくら、つくしで16人いますよ。正規職員が園長を入れて20に対して、16人が非正規です。この中でフルタイムの方もいらっしゃるんですよ。ちょっと幾らあなたがそう言っても、民間にして給与がよくなって待遇がよくなってサービスがよくなる、こういうことは財政問題を見とったらあり得ないことじゃないですか。それで、民間が入ってくるって市場原理ですよ。福祉法人といえども、全く赤字になることしないし、とんとんでやとったら、理事長の報酬、どこから出るんですか。でしょう、そういう仕組みなんですよ。だから、今おっしゃったような、先ほど言ってるように全部公務員にせえなんて、本当はそうだけど、そこ言っていないじゃないですか。今のままでちょ

っと置いておいて、指定管理も置いておいて、15年、たかだか年間50万じゃないですか、建設費入れたって。その分を負担しながら、どういう在り方がいいのか、どこも指定管理に出して民間移管したって、3年ごとに検討してますよ。3年後に本当にいいのかどうかっていうこと検証して、やってるじゃないですか。伯耆の国は頑張っているけれども、保育士のせいじゃないけれども、5年前、十数人辞めて、鳥取県内でも話題になったじゃないですか。幾らお金の問題じゃないっていても、新聞に堂々と書かれたじゃないですか、賃金の問題があるって。そこを、やっぱり客観的に見なければ、住民から見たら、住民って語弊がある、私から見たら、伯耆の国を抱きかかえたまま転倒してるんですよ、あなたは。それが、施策として誤りかねないし、住民から見ても決して納得いくようなものではない。そういう意味でいえば、町長は国の責任だって言いますが、この中で同じ町立保育所なのに給料の差があるのはけしからんっていうのを、今度はそんなこと言うんだったら民間にしようかってやることじゃないですか。民間での給与の違いは当然だ、私は知ったことじゃないっていう論になるんですよ、今度。これは南部町の保育行政の後退になるんですよ。何回も言ってるように、前回の置き去り事件にしても、3人の子供が同じ保育園に行ったらこんなことにならないじゃないかっていう指摘ありましたよね。そういうこと避けていかないといけない。この小さな町でもそういうこと起こっている。決して町長が言うように、伯耆の国法人にしたからよそよりもよくなったとか、福祉行政よくなったではない、私はかえって、経費面で見れば人件費の減が様々な施策に影響をされると指摘をせざるを得ないと思っていますので、今回の民間移譲については見直すこと。

次に入る前に一つだけ聞いて、見直すことを指摘して、町長、あなたは今まで何も相談してないと言いましたが、こんなに伯耆の国どうのこうの言いながら、今まで一回も伯耆の国とは保育所問題で、次、あんたここに渡そうと思うが、うちがするわという話は一回もなかったっていうことですか。それ、確認。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。正式な話し合いは全くやってません。これは町長と、例えば伯耆の国レベルの中で正式な話し合いは一回もやってません。例えば電話の中で、今、議会の中でこういう話があって、何ていいますか、民間移管、伯耆の国は運営することについて町としてはこういう方法で進めたいけど可能性としてありますかと、そのぐらいのレベルではあります。しかし、担当者レベルではそのような議論の中での打合せ等はあるかもしれませんが、町長レベルではそういうことはありません。

それから、置き去りの問題であったり、そのような町民を不安に陥れるような発言をなさいま

すけど、そういうことがあってはならないというのは町長の絶対の責任でございますので、ないために、そういうことが起きないための安定的な保育、そして、保育の質であったり、それから保育士さんたちの賃金や労働条件について、今後話し合っていくということはまだこれからの問題であって、常にそのことは、そのような運営の方法ですね、運営については、きちんと議論しながら、町民の皆さんに安全で、保育園を確保していくということは町長として一番最大の課題だとこのように認識してるところです。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 大変なことおっしゃってる。話のない中で、公式に話したら大変なことですよ。電話等でいろいろ話してるってことでしょう。私、そんなこと聞いてないじゃない、臆測で物を言ってるから。ちょっと止めてください。ちょっと驚いた。あれはないです。あれは。

○議長（景山 浩君） ちょっと休憩します。

午後2時05分休憩

.....

午後2時06分再開

○議長（景山 浩君） では、再開します。

町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。先ほどの答弁の中で、伯耆の国にこの保育園の民営化について町長として意向を伺ったことはあるのかという御質問についてお答えします。町長として、伯耆の国、特に理事長とこの話を正式にしたことはありません。ただ、前回、9月議会で、9月議会一般質問の中で、アンケートで、真壁議員の中から、自分たちの取ったアンケートの中で、理事長が既に建設場所は決まってるという発言があった。それについて、町長は知っているのかということがあったので、私は理事長に直接、議会の開催中の中で話をお聞きしました。その中で、町長として、伯耆の国に、この保育園の問題を今、町長としては、これまでの経過の中で、その延長線上として、私はそう思っているけれども、建設場所についてまで、そういう話はした覚えはないけれども、理事長はそういう話をされましたかということの話は、前回9月議会の何日か分かりませんが、しました。それ以外の中で、保育園の運営を理事長と、責任を持った方と話をしたことはございません。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 大体話ができるわけがないわけですよ、公式に決まってもいな

いからね。と同時に、町が100%出資している福祉法人であって、名前を出す以上、普通は名前も出して以上は相手が知らんとこで伯耆の国どうのこうのって、もし伯耆の国、受けなかったらどうするのかということにもなってくるわけでしょう。正常ではないんですよ。そこをしっかりと変えてもらって、今回の問題でどこが住民から見てもなかなか説明しにくいのかっていうことも含めて、きちっと対応していくべきだと考えます。どこも、今回の、それに、今回のパブリックコメントは用地選定にしかありません。一番大事な。

○議長（景山 浩君） 真壁議員、残り1分です。

○議員（13番 真壁 容子君） 町立保育園を廃園にして、民間移譲することを何ら聞いていないんですよ。何ら聞かないまま、決まってから説明するって言ってるんです。これでは本当に住民に沿った保育園の行政にはならないということを指摘しておきます。少なくとも民間移譲については考え直すべきです。考え直して、本当に伯耆の国でやっていきたいというのであれば、もっと住民と納得し合える中身をつくってやっていくべきだと指摘しておきます。

それから、すみません、町民生活課の課長には資料作ってもらって、質問できなくて申し訳ないです。後でまた聞かせてください。それと教育委員会、それと保育園の換気のことについては後から再確認させてもらいますんで、よろしく申し上げますと言って、まだ、1分あります。

○議長（景山 浩君） ありません。

○議員（13番 真壁 容子君） あります。町長、広域でごみをするということは、今回のように濃縮水、あれにもお金かかってくる、それから、エコスラグセンターでは、金額を見てびっくりしました、五十数億と、維持管理で80億ですよ。それが、10年しか使っていないで、もう解体してしまうっていう。こういうところに、ごみの広域化はえてして多大なお金を使っていくことになるっていうことについて、どのようにお考えですか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。例えば一般廃棄物の塩分濃度が上がって微生物が育たなくなる、これは設置場所の課題であろうと思います。私も現場に立って、その施設の概要について、私が町長になったときにお話を伺いました。私たちが食べたごみを燃やせば、必ず灰の中に一番最後に残るのは塩です。その塩をためたものが雨水にさらされて、流れて、それをろ過膜で透過させて残ったものを、またポンプで処理場の上のほうにまく。それが繰り返してたがためにどんどん濃度が上がっていったということだろうと思っています。他がどうしているのかといえば、多くの場合は海洋投棄だと、塩の部分ですね。塩の部分は必ず残るといふ具合に言われてますので、そういうことになってるといふことです。非常にコストがかかる。しかし、私らの

生活の中でごみの焼却、そして処分というものは避けて通れないわけです。これを小さな町で、常に管理運営をし続けるということは、非常に難しい問題が多く出てくるだろうと思っています。したがって、今、広域で進めているものについては、コストはできるだけかけないようにしなければなりません。そして、安全性の確保というものも重要でしょう。そういうことも含めながら、広域の構成員の一員として、しっかりと必要な分の実現をしていきたいと思っています。

○議長（景山 浩君） 以上で13番、真壁容子君の質問を終わります。

これをもちまして、本日予定しておりました一般質問は終わります。

---

○議長（景山 浩君） 以上をもちまして、本日の日程の全部を終了いたしました。これをもって、本日の会を閉じたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本日の会議は、これをもって散会いたします。

明日、14日も定刻より引き続き一般質問を行う予定でありますので、御参集をお願いいたします。お疲れさまでした。

午後2時12分散会

---